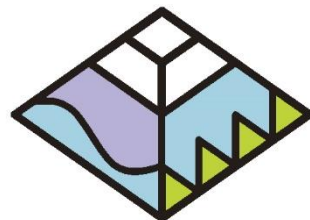


山梨県子ども読書活動推進実施計画(第4次)

全ての子どもたちに豊かな読書体験を
～豊かで幸せな人生（ウェルビーイング）につなげるために～



やまなし

令和6年3月
山梨県教育委員会

「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」の策定にあたり、山梨県立図書館の金田一秀穂館長より子どもの読書について、メッセージをいただきました。

子どもの読書

山梨県立図書館長 金田一 秀穂



子どもが言葉を使えるようになるのは、主に家族の力です。親が優しい言葉をかけてくれることで、家庭の中で、子どもは言葉を自分のものにしていきます。子どもは親の言葉を真似ていきます。いろいろなことを言葉に換えて、「わかる」ようになります。

「わかる」すなわち知恵がつくというのは、感じること、考えたこと、見たもの聞いたものを言葉に換えることができるようになるということです。小さな子どもは、自分の気持ちをうまく言葉で言えません。泣いたり叫んだり、身体を動かしたり、それが彼らの表現の方法です。大人は彼らの動きを見ることで、その気持ちを察することしかできません。言葉に換えられるというのは、これから先すべての知性の基本にある能力です。

でも、家族が使う言葉には限界があります。言葉を覚えることで、子どもは世界を理解していくのですが、言葉が少ないと、世界を理解することが貧しくなってしまいます。せまい世界には限界があります。いろいろな言葉に接する必要があります。

そこで、本の言葉が強力な力になります。話し言葉だけではなく、書き言葉が大切なのです。読書をすることで、言葉が増えて、世の中のことが広く深くわかるようになります。

本の中には、細かなことが言えるようになる言葉が大量にあります。

本を読んでください。本は怖くありません。本は教師と違って、あくまでも優しいのです。途中で投げ出しても、何度同じことを繰り返させられても、決して怒りません。本を恐れないでください。

最初に読む本は、そのあとにとっても大切です。本を読んで面白かった、楽しかった、本は優しいということがわかってしまえば、あとはかんたんです。本を読む習慣が子どもの体の中にしみつきます。放っておいても子どもは勝手に自由に本を読むことになるでしょう。

大丈夫です。たとえば図書館には、本のプロがいます。どんな本がいいか教えてくれる人が、優しく待ち構えています。

どうぞ本を読ませてあげてください。そしてご自分も、本を読んでください。新しい世界が広がります。自由に考えられる世界が待っています。お子さんの豊かな将来のためにも、知らないでいるのはとてももったいないです。

目 次

第1章 第4次推進実施計画の策定にあたって

1	子どもの読書活動を推進する意義	1
2	計画策定の背景と趣旨	1
	（1）第4次推進実施計画策定までの背景	1
	（2）第4次推進実施計画策定の趣旨	1
	（3）第4次推進実施計画の位置付け	2
3	第4次推進実施計画の期間	2
4	第3次推進実施計画期間中の子どもの読書活動を取り巻く変化	2
	（1）国の動向	2
	（2）デジタル化の進展	2
	（3）新型コロナウイルス感染症拡大の影響	4
	（4）読書に関する県の動き	4
5	第3次推進実施計画期間における取組	4
	（1）実施目標	4
	（2）達成状況	5
	（3）数値目標以外の取組状況	8
6	第3次推進実施計画期間における成果と課題	10

第2章 第4次推進実施計画における目指す方向

1	基本理念	12
2	基本方針	12
3	家庭、地域、図書館、学校等の役割	13
	（1）家庭で読書活動を推進することの意義と役割	13
	（2）地域における子どもの読書活動の推進と役割	13
	（3）図書館における子どもの読書活動の推進と役割	14
	（4）学校等における子どもの読書活動の推進と役割	14

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な施策

1	社会全体での取組	18
2	人材の育成	22
3	環境整備・充実	24
4	普及・啓発	29
	（1）広報・啓発	29
	（2）各種情報の収集と提供	29

第4章 推進体制の整備

1	子ども読書支援センターの活用推進	32
2	諸機関の連携・協力	32
	（1）図書館間の連携・協力	32
	（2）図書館と諸機関との連携・協力	32
	（3）ボランティア、民間団体との連携・協力	33
3	市町村における推進体制の整備と支援	32
4	計画の進行管理	33
5	数値目標	33
	関連する県の事業一覧	34
	山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）体系図	36
	資料集	37
	○ 文字・活字文化振興法	
	○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
	○ 山梨県読書バリアフリー計画	
	○ 山梨県内公立図書館などのデータ	
	○ 山梨県内学校図書館などのデータ	
	○ 山梨県子ども読書活動推進会議設置要項	

第1章 第4次推進実施計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動を推進する意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」¹第2条）です。また、子どもの権利条約²13条では、子どもは自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っていることがうたわれています。

社会の変化のスピードが速く、複雑で予測困難となっている現在、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協力し合いながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく力が求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育み、人間関係を築く上で必要なのは言葉であり、読解力や想像力、思考力、表現力等に不可欠な言葉の力を養うのは読書です。

読書をすることで多様な考え方や価値観に触れ、他者や社会とつながる機会となり、それを基に思考することができるようになります。さらには読むこと自体の楽しさ、喜びを知ることになり、人生の糧にもなります。このように、読書活動は乳幼児期から子どもが成長していく上で欠くことのできない大きな意味をもち、社会全体で子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 計画策定の背景と趣旨

（1）第4次推進実施計画策定までの背景

本県においては、平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第1次）」を策定し、その後、平成24年3月に第2次推進実施計画、平成29年3月に第3次推進実施計画を策定（令和4年3月に改定）しました。市町村においても、推進計画の策定が進んできました。その間には、県立図書館が開館し、子ども読書支援センター³が設置される等、一貫して県内の子どもの読書活動の推進が図られてきました。

（2）第4次推進実施計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、非常に重要な意義があり、子どもの育ちに不可欠であることから、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。この「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」（以下、「第4次推進実施計画」という）は、このような動きの中で、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「第3次推進実施計画」という）の成果と課題に基づき、さらに充実した子どもの読書活動を推進していくために策定しました。

本県の将来を担う子どもたちのために、大人たちも率先して読書活動を行い、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境と機会を提供できるよう、家庭、地域、図書館、学校等が中心になり、社会全体で取り組むことを願っています。

¹ 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは、概ね18歳以下の者をいう。

² 子どもが権利をもつ主体であることを明確に示し、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約。ここでいう「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

³ 山梨県立図書館内に設置され、子どもの読書活動の推進を図る拠点となるもの。読書推進プログラムの開発や情報提供、研修会等を通じた人材育成等7つの機能を展開している。

(3) 第4次推進実施計画の位置付け

第4次推進実施計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画です。国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を指針とし、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策や取組の方向を示すとともに、市町村、民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として策定するものです。

また、「山梨県教育振興基本計画」の個別実施計画として、位置付けられています。

3 第4次推進実施計画の期間

第4次推進実施計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

4 第3次推進実施計画期間中の子どもの読書活動を取り巻く変化

(1) 国の動向

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示し「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という）（第一次：平成14年、第二次：平成20年、第三次：平成25年、第四次：平成30年）が策定されました。令和5年3月には第五次の基本計画が策定され、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」が基本的方針として示されました。

平成29年、30年の小中高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂により、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されました。また、平成29年に改訂された幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しむことで、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこととしています。

さらに、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律⁴」（読書バリアフリー法）が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」では、アクセシブルな電子書籍等の充実、障害の種類・程度に応じた配慮などの方針が示されました。

(2) デジタル化の進展

① 情報通信手段の普及・多様化

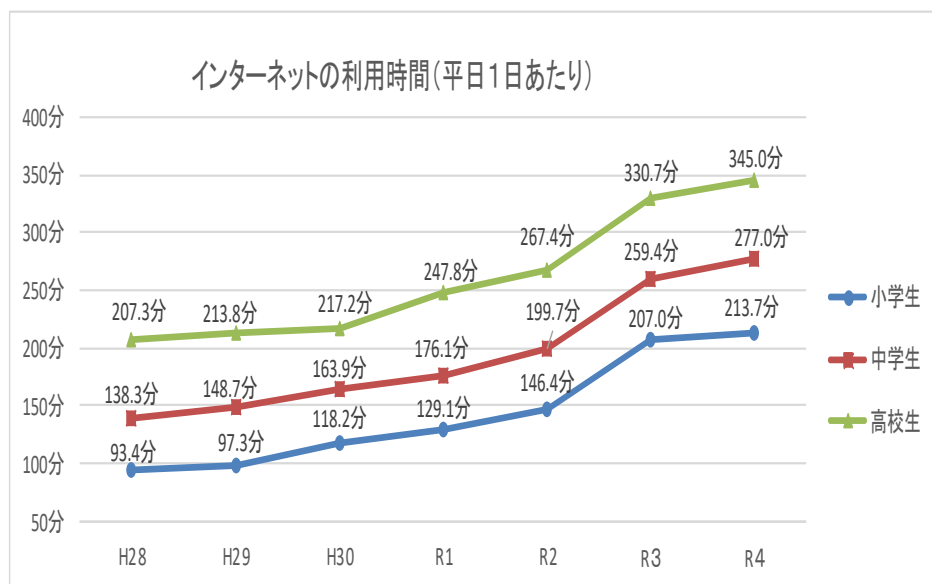
近年、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書習慣にも大きな影響を与えている可能性があります。

内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和4年）によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間が増加するとともに、小、中、高校生と学校段階が

⁴ 視覚障害者等の方も読書に親しむことができる社会を推進するため、令和元年6月に公布・施行された法律。

進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

インターネットを利用する機器は、スマートフォン（74.5%）、学校から配布されたタブレット（1人1台端末）（64.6%）、ゲーム機（64.1%）、自宅用のパソコンやタブレット（48.8%）と多岐に渡っています。



典拠資料：「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

② 電子書籍の普及

近年、電子書籍の普及により、本は紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

文部科学省が委託調査した平成30年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の報告書によると、過去1ヶ月間において電子書籍を読んだ子どもは、小学生が16.1%、中学生が18.7%、高校生が21.4%で、小学生、中学生、高校生のいずれも、約2割の子どもが過去1ヶ月間において電子書籍を読んでいます。

また、同調査の報告書で、全国の公立図書館で電子書籍の貸出を行っている自治体の割合は、令和2年度は9.8%、令和4年度は29.4%と増加しており、公立図書館での電子書籍の導入が進んでいることがわかります。また、今後電子書籍の貸出を予定している、または導入を検討している自治体の割合は約25%となっていて、電子書籍の普及は、ますます広がっていくと思われま

③ GIGAスクール構想の進展

学校では、1人1台端末の導入や高速大容量の通信ネットワークが整備され、児童・生徒はタブレット端末を活用した授業に取り組むようになってきており、GIGAスクール構想の実現が着実に進展しています。体験的・探究的活動を伴った調べ学習を行う際、学校図書館で本を活用するとともに、1人1台端末を活用して、調べ学習を行うことが増えてきています。全国学力・学習状況調査によると、「前学年までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか。」という質問に対して、小学校6年生では毎日使用している割合は、令和4年度22.5%、令和5年度28.7%、週3日以上使用している割合は、令和4年度32.2%、令和

5年度 34.8%、中学校3年生では毎日使用しているという割合は、令和4年度 17.4%、令和5年度 27.5%、週3日以上使用している割合は、令和4年度 32.9%、令和5年度 40.3%という結果でした。学校の授業の中でICT機器を活用する場面が増えていることが分かります。

1人1台端末を活用して電子書籍を読んだり、調べ学習を行ったりすることは、紙での読書に電子による読書方法が加わり、読書機会を増やすことにつながっていると考えられます。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館の臨時休館、学校の臨時休校、読み聞かせ会等のイベントの中止等があり、子どもたちが図書館や学校、地域で本に触れる機会が減少傾向にありました。特に、臨時休校の影響で自宅学習の難しい小学校低学年の児童、中学校、高等学校に進学した直後の生徒の読書習慣の形成に影響を与えました。また、コロナ禍における体験活動の機会の減少が不読率にも影響を与えたと考えられます。

令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、減少傾向にあった読み聞かせ会等のイベントや体験活動等は、コロナ禍前に戻りつつあります。

(4) 読書に関する県の動き

子どもの読書活動の推進には、障害の有無にかかわらず全ての子どもが等しく読書ができる環境づくりが大切です。そのため、本県では、視覚障害者等の読書環境の整備を推進するための基本指針として、令和6年3月に読書バリアフリー法に基づき、県が総合的かつ計画的に実施すべき施策を盛り込んだ「山梨県読書バリアフリー計画」⁵を新たに策定しました。

5 第3次推進実施計画期間における取組

(1) 実施目標

第3次推進実施計画では、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、次の4つの目標を実施目標とし、取組を行ってきました。

第3次推進実施計画の実施目標

- | | |
|-------|-------------------------|
| 実施目標1 | 子どもの読書活動を推進する地域づくり |
| 実施目標2 | 子どもの読書活動を推進する人材の育成 |
| 実施目標3 | 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実 |
| 実施目標4 | 子どもの読書活動推進のための普及・啓発 |

⁵ 本計画は、障害者に関する5つの計画を統合して一体的なプランとして策定された「やまなし障害児・障害者プラン2024」の中に位置づけられたもの。計画期間は令和6年度から8年度までの3年間。

(2) 達成状況

第3次推進実施計画では、6つの項目を数値目標に設定しました。

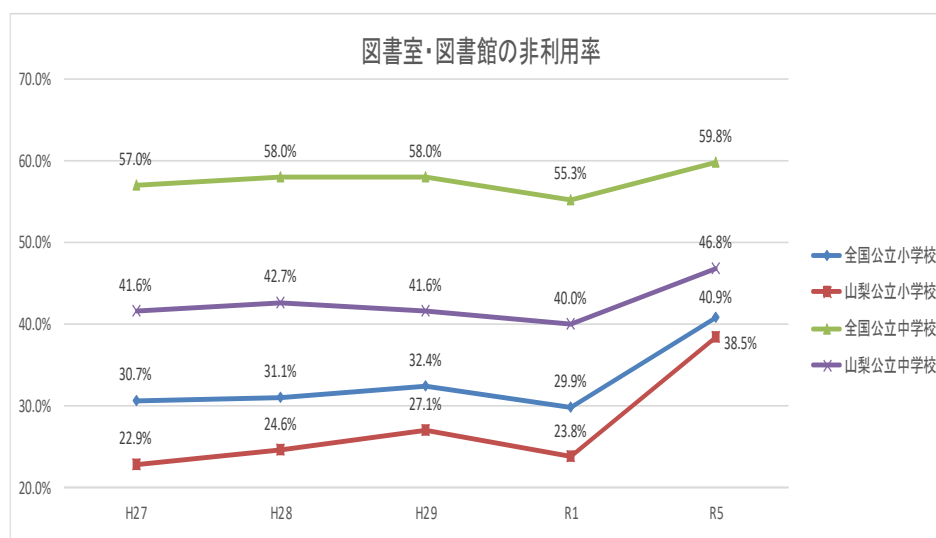
① 図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）

	平成27年	令和5年	目標数値 (令和5年)	H27とR5の比較
小学校	22.9%	38.5%	14.0%	15.6ポイント増加
中学校	41.6%	46.8%	25.0%	5.2ポイント増加

典拠資料：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）は、小学校、中学校ともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく増加しました。小学校、中学校ともに目標に達していません。

平成27年度から令和5年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館(室)や地域の図書館（令和5年度は電子図書館を含む）にどれくらい行きますか。」という設問に対して、「ほとんど行かない・全く行かない」と答えた児童・生徒の割合は次のとおりです。



典拠資料：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

※H30、R3、R4は該当質問なし R2は調査未実施

これによると、令和5年度調査で学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」と回答した割合は、小学生が38.5%（全国40.9%）、中学生が46.8%（全国59.8%）でした。「年に数回程度行く」と回答した割合を合わせると、中学生は69%であり、学校図書館や地域の図書館を利用しない中学生が多いことがわかります。全国平均と比較すると、利用しない人の割合は少ないともいえます。これは、県民一人あたりに対する図書館の数が多いことも良い影響を及ぼしているといえます。しかし、中学生とそれに続く高校生世代の読書活動をより活発にしていくために、学校・地域の図書館は、より大きな役割を果たさなければなりません。

② 不読率（平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合）

	平成27年	令和5年	目標数値 (令和5年)
小学校	17.5%	21.1%	11.0%
中学校	29.2%	28.2%	18.0%

H27とR5の比較

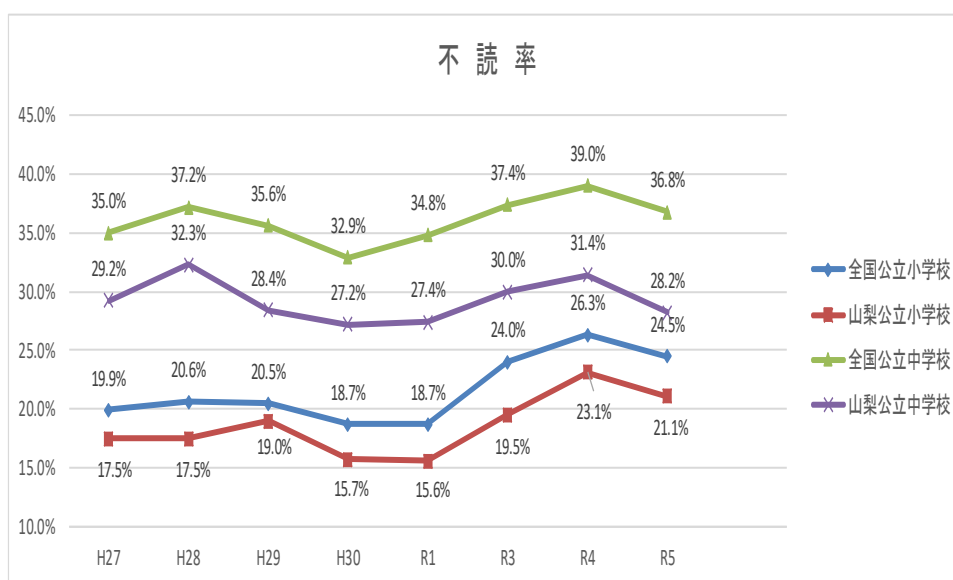
3.6ポイント増加

1.0ポイント減少

典拠資料:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

不読率は、小学校で増加、中学校で若干減少しましたが、目標には達していません。学校段階が進むにつれ、子どもが読書から遠ざかる傾向にあります。そのため、早期の読書習慣定着や発達段階に合わせた読書活動の支援が必要です。

平成27年度から令和5年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（令和5年度は電子書籍の読書も含む。）（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という設問に対して、「全くしない」と答えた児童・生徒の割合は次のとおりです。



典拠資料:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

※R2は調査未実施

これによると、令和5年度調査で平日、学校の授業以外で読書を「全くしない」と回答した割合は、小学生が21.1%（全国24.5%）、中学生が28.2%（全国36.8%）でした。「10分より少ない」と回答した割合を合わせると、中学生は40%を超えており、平日、学校の授業以外で読書をしない中学生が多いことがわかります。全国平均と比較すると、読書を全くしない人の割合は低く、望ましい状況ともいえますが、中学生を中心に、不読率が上昇する傾向が見られるので、これに対する取組を進めていく必要があります。

③ 県立高校における図書館の授業利用時間（全高校の平均値）

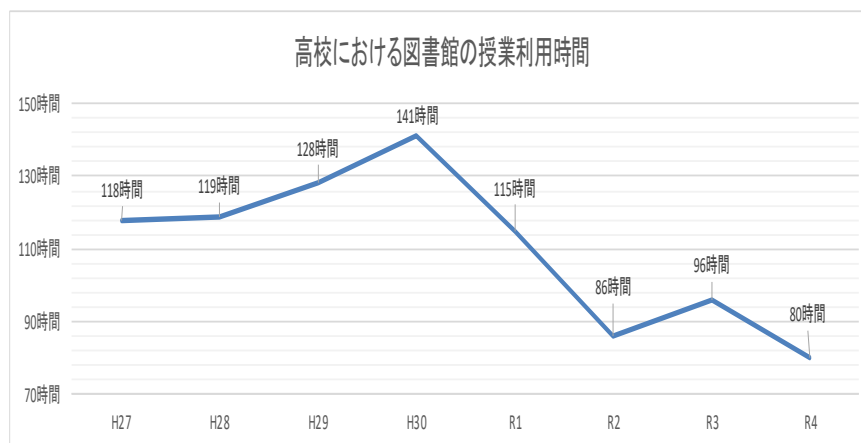
	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)
高等学校	118時間	80時間	120時間

H27とR4の比較

38時間減少

典拠資料：「学校図書館白書」（山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会）

高等学校における図書館の授業利用時間は、平成30年は目標数値の120時間を21時間上回る141時間となり、目標に達しましたが、令和4年は80時間と大きく減少しました。



典拠資料：「学校図書館白書」（山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会）

平成27年度から令和4年度に山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会が発行した「学校図書館白書」によると、県立高等学校における図書館の授業利用時間数は、平成27年度から徐々に増加し、平成30年度は141時間となりました。

しかし、令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や1人1台端末の導入による学習形態の変化もあり86時間、96時間、80時間となりました。

④ 市町村ブックスタート実施率

	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)
県内市町村	74.1%	92.6%	89.0%

H27とR4の比較

18.5ポイント増加

典拠資料：「山梨県の図書館－山梨県図書館白書－」（山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会）及び県調査

市町村におけるブックスタートは、令和4年3月末現在、27市町村中、25市町村で実施しています。平成27年から5市町村が増加し、実施率は92.6%と目標に達しています。そのうち、セカンドブック実施自治体が12市町村、サードブック実施自治体が7市町村と増加しています。多くの市町村に定着してきましたが、さらに多くの市町村での実施が期待されます。

6 乳幼児健康診査等の機会に、公立図書館職員、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を通して、親子のふれあいの時間をもつことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、読み聞かせのアドバイスとともに絵本を手渡す活動。ブックスタートに続き、子どもたちの成長に合わせて本を手渡す取組として、2歳児健診時や小学校入学時にセカンドブックを、中学校入学時にサードブックを実施することが多い。

⑤ 小中学校におけるボランティア活用率

	平成27年	令和2年	目標数値 (令和5年)	H27とR2の比較
小・中学校	55.6%	55.9%	62.0%	0.3ポイント増加

典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

小中学校におけるボランティア活用率は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて目標に達していません。

⑥ 市町村の推進計画策定率

	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)	H27とR4の比較
県内市町村	44.4%	74.1%	66.0%	29.7ポイント増加

典拠資料：「子ども読書活動推進計画」策定状況調査(文部科学省)

「子どもの読書活動推進計画」を策定している市町村は、令和4年度末で20市町村（74.1%）であり、目標には達し、成果がみられました。

(3) 数値目標以外の取組状況

① 学校等における全校一斉読書等の取組

本県では、小学校、中学校、高等学校の全てにおいて全国平均よりも高い割合で全校一斉の読書活動が実施されています。また、学校全体で読書活動を推進するため、学校図書館を活用しながら、授業をはじめ、様々な場面で読書活動を取り入れています。

山梨県内の公立学校等における全校一斉読書の実施状況

【小学校】

	第2次実施計画前の 数値(平成22年度)	第3次実施計画前の 数値(平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	194(196)	172(173)	163(165)
実施率	99.0%	99.4%	98.8%
全国の実施率	96.2%	97.1%	90.5%

【中学校】

	第2次実施計画前の 数値(平成22年度)	第3次実施計画前の 数値(平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	91(91)	79(79)	79(80)
実施率	100%	100%	98.80%
全国の実施率	87.50%	88.50%	85.90%

【高等学校】

	第2次実施計画前の 数値(平成22年度)	第3次実施計画前の 数値(平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	23(35)	19(31)	17(31)
実施率	65.70%	61.30%	54.80%
全国の実施率	41.10%	42.70%	39.00%

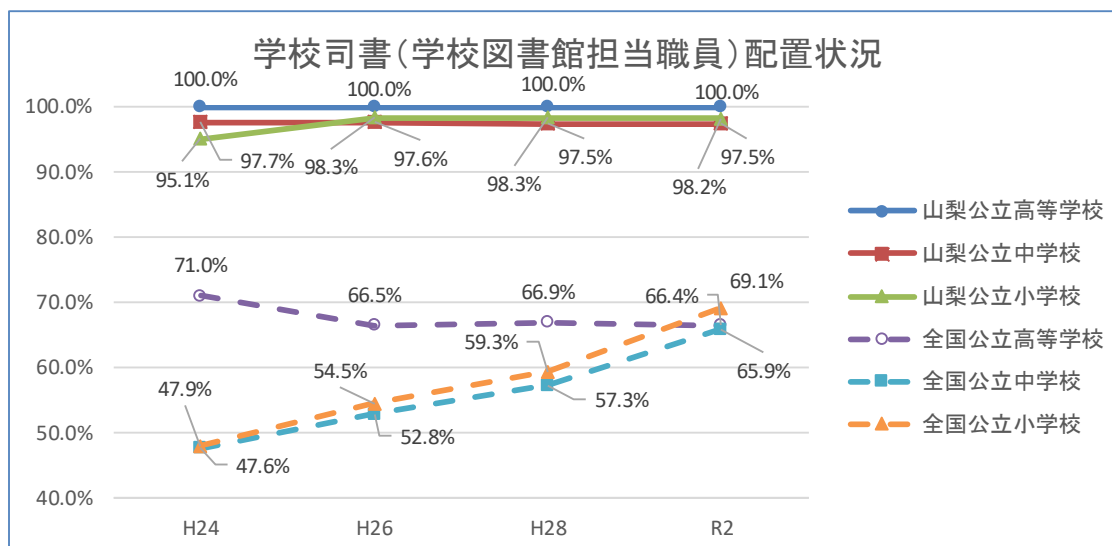
典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

② 司書教諭、学校司書の配置

12 学級以上の学校における司書教諭⁷の配置については、小学校、中学校は 100%、高等学校は 96.3%（令和 2 年）と充実した環境が整備されていますが、11 学級以下の学校における司書教諭の配置は、小学校（8.7%）、中学校（2.0%）、高等学校（60.0%）で、小学校、中学校は全国平均（小学校 30.7%、中学校 31.0%、高等学校 38.8%）に比べて著しく低い結果となっております。

一方、学校司書の配置状況は、小学校、中学校、高等学校ともに充実しています。県内の学校司書の配置の達成状況は、全国平均（令和 2 年 小学校 69.1%、中学校 65.9%、高等学校 66.4%）を大きく上回っており、大いに評価すべきです。学校司書の配置が進んでいることで、本県の児童・生徒の図書館非利用率、不読率が全国平均よりも低いという結果につながっていると考えられます。

平成 27 年 4 月から改正学校図書館法が施行され、より充実した環境整備に努めることを求められています。本県においては、勤務形態、配置状況、予算、研修の有無等、各市町村によって整備状況が異なります。市町村は、それぞれの実情に応じた学校図書館整備施策の充実を図ることが望まれます。



典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

⁷ 学校図書館法第 5 条の規定に基づき設けられる職。教諭であることが前提であり、学校図書館の利用・活用について、指導計画を立案すると共に、児童・生徒や教師の資料利用等について適切な指導助言を行う等、専門的業務にあたる職員。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における司書教諭や学校司書の配置、学校図書館図書標準⁸の達成は、学校における子どもの読書活動の推進の強力なエンジンとなります。

県内の学校図書館図書標準は、達成率が小学校、中学校ともに全国の数値を上回り、多様な教育活動に対応できる環境が整備されているといえます。しかし、各市町村の達成状況をみると、小学校、中学校ともに達成率が100%の市町村が21市町村である一方で、中学校では達成率が75%未満の市町村もあり、地域間格差があることがわかります。

③ 子どもの1ヶ月間の平均読書冊数

全国学校図書館協議会の調査では、1ヶ月間の平均読書の冊数は、小学校が13.2冊、中学校が4.7冊、高等学校が1.6冊となっています。この調査結果から、学校段階が進むにつれ、本を読む冊数は減少傾向にあることがわかります。

1ヶ月間の平均読書冊数(全国)

	第2次実施計画前の 数値(平成22年度)	第3次実施計画前の 数値(平成27年度)	令和4年度末
小学校	10.0冊	11.2冊	13.2冊
中学校	4.2冊	4.0冊	4.7冊
高等学校	1.9冊	1.5冊	1.6冊

典拠資料：「学校読書調査」（全国学校図書館協議会）

6 第3次推進実施計画期間における成果と課題

これまでみてきた第3次推進実施計画期間の取組や、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等で明らかになった成果と課題は、次のとおりです。

〔目標に達した指標〕

- ◎ 市町村ブックスタート実施率（指標④）
- ◎ 市町村の推進計画策定率（指標⑥）

〔新型コロナウイルス感染症拡大による影響と思われるもの〕

- 読み聞かせ会等の取組の機会が十分でなかった。
- 読み聞かせの大切さを伝える機会が十分確保できなかった。
- 子どもの読書活動を支える人材を育成する機会が十分確保できず、活躍できる機会も減少した。
- 校外学習等、体験的、探究的な活動が減ったことにより、読書活動の機会が減少した。

〔見えてきた課題〕

図書館や市町村、地域、学校等での取組は推進されてきたが、不読率の改善にまではつなげていない。また、新型コロナウイルス感染症、デジタル化等、読書環境の変化に伴い、新しい取組が必要である。

⁸ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定しているもの。学級数に応じて標準となる蔵書冊数が示されている。

〔具体的な考察〕

- 学校段階が進むにつれて、読書離れが進んでいる。
- 学校図書館利用促進のため、中学校、高校入学時の学校図書館に関するオリエンテーション等の内容の充実が必要である。
- 子どもが図書資料を活用して、主体的に学んだり、楽しんだりするためには、子どもの意見を取り入れた図書館運営が必要である。
- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。
- スマートフォン、タブレットの利用時間が増えデジタル社会が進んでいる中で、電子書籍等紙媒体の本以外の活用も進め、読書活動の選択肢を広げていく必要がある。
- 資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させるため、学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー教育の促進が必要である。
- 特別な支援の必要がある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども等、全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備と、本にアクセスできる機会を提供する必要がある。
- 学校図書館の運営の改善や向上を図るために、司書教諭、学校司書の連携・協力、専門的な研修の機会の確保が必要である。
- 家庭や地域での読書活動を推進するためには、保護者や地域のボランティアに対する研修・講座を充実させる必要がある。

「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究～「読書離れ」の実態と、「読書好き」を育てるヒント～」(令和3年国立青少年教育振興機構)によると、子どもの頃の読書量が多い人は、そうでない人と比べて、意識・非認知能力(自己理解力、批判的思考力、主体的行動力)や認知機能が高い傾向があります。興味・関心に合わせた経験(「本を持ち歩いて読む」「地域の図書館で本を借りる」「ジャンルを問わず読む」「同じ本を繰り返し読む」「図書委員の活動をした」「絵本を読んだ」等)が多い人ほど、小中高を通して、読書量が多いとの分析をしています。また、読書のツールに関係なく、読書をしている人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向がありますが、本(紙媒体)で読書をしている人の意識・非認知能力は最も高い傾向があるとも分析しています。

このように、引き続き読書習慣の定着のための様々な取組を継続していくこと、また紙媒体による読書活動の推進はもちろん、スマートデバイスの個人所有率の高さを踏まえ、様々な電子メディアを活用した読書活動の推進を行うことも必要と考えられます。

第3次推進実施計画期間の取組等で見えてきた課題と考察を基に、第4次推進実施計画の基本理念と具体的方策を策定します。

第2章 第4次推進実施計画における目指す方向

1 基本理念

全ての子どもたちに豊かな読書体験を ～豊かで幸せな人生（ウェルビーイング⁹）につなげるために～

乳幼児期は読み聞かせの体験から始まります。言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果があります。そして、成長するにつれ、物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書になっていきます。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比べたり、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味をもつのか等を理解することになるでしょう。

読書活動の推進にあたっては、全ての子どもたちが読書体験の恩恵を受けられるよう、読書体験ができる機会を提供し、読書環境の整備に努めていきます。子どもたちの人生が豊かで幸せなものになるように家庭、地域、図書館、学校等が中心となり、社会全体で読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 基本方針

以上のような観点に立ち、第1章で明らかになった第3次推進実施計画の成果と課題を踏まえて、第4次推進実施計画の基本方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

○社会全体での取組

子どもが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、社会全体における取組が必要とされます。家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがいて、多様な家庭状況があることを配慮し、地域、図書館、幼稚園、保育所、認定こども園等を含めた学校等がそれぞれの担うべき役割を明確にし、その役割を果たすような取組を推進していくことが大切です。

○人材の育成

子どもが自ら読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、子どもと本の世界をつなぎ、子どもと本の良い出会いをコーディネートする人材が必要です。

そのため、子どもの発達段階や個人差に応じて適切な本を見極め、子どもと本に関する十分な知識と技術を身に付けた人材の育成を図ることが大切です。

○環境整備・充実

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、あらゆる機会と場所において、自ら読書活動に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていける環境を整えることが大切です。

⁹ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

そのために、学校、図書館等が連携し、子どもたちに適切な場、機会、人材が提供されるよう環境の整備を図っていくことが大切です。

○普及・啓発

子どもが自ら読書に親しめるような環境をつくるためには、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動に対する関心をもつことが大切です。

そのため、子どもの読書活動の意義や重要性等について、様々な機会を通じて理解を深めていくことができるような取組が必要です。

3 家庭、地域、図書館、学校等の役割

第4次推進実施計画を推進していくためには、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を踏まえて取り組む必要があります。

※学校等は、幼稚園、保育所、認定こども園等を含みます。

(1) 家庭で読書活動を推進することの意義と役割

子どもが初めて本と出会う場は家庭です。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるためには、保護者の果たす役割は大きいといえます。乳幼児期の子どもは、保護者から心を込めて本を読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することで言葉を理解し、読解力が高まり、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができます。また、家族で読書をする等して、家庭での読書をきっかけに、親子や家族でコミュニケーションを深めることができます。

子どもと保護者の間に本がある環境、子どもの傍らに常に本がある環境が、子どもと本の出会いの機会を生み出します。子どもが本に触れる楽しみが体験できる環境づくりを行い、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、働きかけることが大切です。そのためには、保護者自身も読書をし、本に関する情報を入手したり市町村が実施する講座や読み聞かせ会等に参加したりするなどして、読書に親しむことが大切です。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちがすぐに本を手にするのできる読書環境の整備が大切です。子どもが日常的に過ごす地域には、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室¹⁰等、子どもや保護者にとって身近な居場所が用意されています。これらの施設には、多くの場合、図書室やそれに相当する場所が設けられており、地域における子どもの読書活動は、これらの施設に負うところが少なくありません。そのため、これらの諸機関も、子どもの読書活動を積極的に推進する役割を担う必要があります。地域の公立図書館等と連携し、保護者やボランティア等の協力を得ることで、子どもと本を結びつける様々な活動が実施されることを期待します。

¹⁰ 放課後の子どもの居場所を確保するために、文部科学省が設置を進めている。放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動が行われる。放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）と連携した取組が行われることもある。

(3) 図書館における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもがいつでもどこでも本に親しみ読書体験ができるよう、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要です。図書館は、子どもが本と出会い、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また、本を通じて様々な知識を得ることの楽しさを知り、情報リテラシー（情報活用能力）を身に付けていく学びの場でもあります。各図書館には、レファレンス・サービス¹¹（調査相談）があり、調べたい資料や情報について相談することができます。さらに、保護者や大人にとっては、自ら子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書活動について相談したりすることのできる場所でもあります。

図書館は、地域における読書活動や本に関する専門機関としての役割を果たすことが期待されています。また、家庭でも学校でもない落ち着いた空間として、子どもたちが立ち寄りやすく、居心地のよい場所とすることが大切です。

また、電子書籍サービスは一部の図書館で行われていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、非来館型サービスとして活用できる電子書籍への注目が高まりました。非常時や多様な子どもたちへの読書機会を確保する役割も期待されます。

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

県立図書館は、充実した機能を持ち、多くの県民に親しまれています。同館内に設置されている子ども読書支援センターは、県内の子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担っています。県立図書館は市町村立図書館や学校等への支援と連携、読書活動に関わる種々の情報発信、人材の育成、調査・研究、開発等、更なる機能の充実を図ります。また、子どもの読書活動を推進し、支援する拠点として、引き続き子ども読書支援センターの機能の活用を推進していきます。

②市町村立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

市町村立図書館は、子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、身近な読書環境を整え、読書活動を推進する中核としての役割を担っています。

そのためには、当該市町村内の子どもが、成長や発達段階等に応じて本と出会う機会が得られるよう、図書館資料の整備・充実を図ることが重要です。また、地域の学校等や公民館、児童館等の関係機関及び読書ボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が行われるよう積極的に支援していく必要があります。

本県では、第3次推進実施計画期間に市町村立図書館の新設やリニューアル、閉校した学校を図書館へと改修する等の動きがあり、身近な読書環境の整備が進められています。

県及び県立図書館は、市町村立図書館における子どもの読書活動が推進されるよう、支援します。

(4) 学校等における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園、保育所、認定こども園等を含めた学校等の機関は、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす場であり、また、教育活動全体を通して子どもの読書活動を推進するために大きな役割を

¹¹ 利用者からの様々な調査の依頼や質問に対して、回答となる情報そのものを提供したり、回答にいたる手段としての情報源を提供したりすること。

担っています。このことから、家庭、地域、諸機関と連携しながら、読書活動の基礎を培う場として、積極的に子どもの読書活動を推進していく必要があります。

①幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園、保育所、認定こども園等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育方針」（平成29年厚生労働省告示第117号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼児期における読書活動推進の拠点です。語句や語彙力を身に付けるだけでなく、読書体験から読解力や想像力、感受性等を培い、将来の読書の基礎を育む働きを担っています。さらに読書の大切さについて大人が理解を深めるための講習会や情報交換の場としての役割が期待されています。

そのため、乳幼児が安心して本に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、子どもや保護者が本に触れる様々な機会をとおして、読書の楽しさを知ることができるよう、読書体験や読書活動に関わる情報を保護者等に伝えていくことが重要です。

②学校における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書習慣を形成していくために学校が果たす役割は非常に大きいといえます。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を培っていくため、学校では、児童・生徒が自由に本を手に取り、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達段階に応じた適切な支援をしていくことが大切です。

そこで、学校図書館を中心に、公立図書館やボランティア等と連携しながら、学習指導要領を踏まえた自主的・自発的な読書活動を、学校全体で推進していくことが必要です。また、司書教諭、学校司書と他の教職員とが情報交換をする機会を設けることが大切になります。さらに、市町村、山梨県学校図書館教育研究会、山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会等との連携も必要です。

学校では、教科、総合的な学習、特別活動等、教育活動全体を通じて児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、児童・生徒が読書の楽しさと出会うことができる環境や機会を積極的に作り出すことで、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。また、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー（情報活用能力）を学校全体として計画的かつ体系的に指導することが大切になってきます。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために探究学習が重視される中、学校図書館の役割が大きくなっています。子どもにとって居心地がよく、探究学習に必要な資料が整備されていることは重要な要素となります。子どもの意見を参考にする中でレイアウトの変更や図書資料の入替えを行うことも期待される取組です。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を備え、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

学校図書館の機能を十分に発揮することができるよう、学校図書館図書標準に基づいた蔵書冊数や複数紙の新聞を備える等、子どもが活用しやすい環境整備が求められています。

また、1人1台端末の導入が進み、端末と連携した学校図書館の積極的な利活用が図られるよう、学校図書館のICT化の環境整備を、自治体や各学校の実情に合わせて計画的に進めていく必要があります。

学校図書館の運営にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭、教職員、学校司書等がそれぞれの立場で役割を果たした上で、互いに連携・協力する体制づくりが必要です。

司書教諭や学校司書は、児童・生徒が本に親しみ、学校図書館の積極的に利用を促すような活動が必要になります。学校図書館での読み聞かせ等は、読書が苦手な児童に対して本の世界を体験できる機会になります。児童・生徒が自主的に読書を楽しむような企画を提供することも求められます。また、調べ学習や探究学習等、図書資料を活用することも増えてきています。児童・生徒の要望に応じて資料選択のアドバイスをする等、重要な役割を担っています。

山梨県子ども読書支援センターの概要

山梨県子ども読書支援センターは、2012年、読書活動の推進を図る拠点として山梨県立図書館内に設置されました。読書推進プログラムの開発や、研修会を通じた人材育成など、7つの機能を展開することで、子どもの読書活動に携わる人及び子どもの読書活動の推進を行う機関・団体に対する支援を行っています。

1. 資料の収集、提供
2. 情報の収集、提供・発信
3. 相談受付、レファレンスサービス
4. 人材育成
5. 調査・研究、開発
6. 普及、啓発
7. 関連機関・団体への支援、連携・協力

「山梨県子ども読書支援センターの7つの機能」



〈事例〉 富士川町立図書館

令和5年7月にこれまでの町民図書館から新設されました。

富士川町／人口 14,138人（2023.12.1現在） 面積 112.00km²

図書館／2023年7月15日開館 富士川地方合同庁舎1階 2階一部

延床面積 910.4m²

収蔵可能数 約10万冊（うち開架60,000冊）

富士川町立図書館は、学べる図書館・楽しい図書館・子育て支援図書館を基本コンセプトに開館しました。

館内は資料ごとにエリアを分け、富士川町の特徴を表す、アイコンとアクセントカラー（児童書フロア＝柚子（黄色）、一般書フロア＝桜（ピンク）、地域資料フロア＝舟（青））を施しました。

児童書フロアは、書架上部に表紙が見える展示棚を作り、書架にどんな本があるか一目でわかるようにし、今後本が増えた時には、通常の書架にもなるよう工夫しました。赤ちゃんの絵本コーナーには、絵本と一緒に子育てに関する本を置きました。おはなし会の時には、透明な可動式間仕切りにより館内への音の配慮をし、近くには子ども用トイレや調乳専用給湯器付きの授乳室を設置するなど、気兼ねなく図書館で過ごせるよう子育て世代への支援をしています。またSDGsの本や、バリアフリー本「りんごの本棚」など様々なテーマの本を展示し、本選びの工夫や手助けになるよう配置しています。

図書館内は、ゆったりとした雰囲気となるようBGMを流しています。入口から奥へ続く通路脇一面には本の表紙が並ぶ展示架があり、場所や本の量により組み合わせ自由に移動できる〈つみ木ばこ〉により、新刊本の紹介や読書案内をしています。

図書館システムは、ICタグによる資料管理と自動貸出機を導入し、また1000タイトル以上の雑誌（新刊とバックナンバー）を閲覧できるタブレットの利用、図書館利用カードをスマホで表示できるWEB利用カードなど、利用方法の変化にも対応をしながら、居心地のいい空間づくりを心がけています。

今後はさまざまな事業を展開しながら子どもの読書環境をつくり、図書館に行くことが日常の一コマになるよう、生涯を楽しく健やかに暮らせるための知的好奇心に応えられる図書館を目指しています。



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な施策

1 社会全体での取組

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の推進が必要となります。また、学校段階が進むにつれ子どもが読書から遠ざかる傾向にあります。小学校入学、中学校入学、高等学校入学時の学校種間の移行段階に着目した取組の推進が望まれます。

家庭、地域、図書館、学校等においては、次のような発達段階ごとの特徴を踏まえ、取組を推進することが重要です。

発達段階	特徴の傾向
就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（概ね6歳頃まで）	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を持つようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期（概ね6歳から12歳まで）	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期（概ね12歳から15歳まで）	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期（概ね15歳から18歳まで）	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

家庭、地域、図書館、学校等との連携

- ・多様な子どもの読書活動を推進するために、様々な機関や人々と連携・協力をします。
- ・県立図書館と市町村立図書館が連携し、地域における子どもの読書活動を推進します。
- ・県内全ての地域において充実した読書環境を提供できるよう、市町村立図書館や公民館図書室等との県下全域でのネットワークを強化していきます。

推薦図書リストの作成、配布、活用の推進

- ・「^{うちどく}家読」を推進するために、子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを整備し、子どもや保護者が主体的に本を選ぶことができるように支援します。
- ・市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

読み聞かせ会等読書の楽しさを知るイベント等の充実

- ・読書ボランティア等と連携した読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供するための活動を支援します。
- ・子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、おはなし会やブックトーク¹²の実施、子どもに薦めたい図書の展示等を行います。
- ・読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング¹³、アニメーション¹⁴等の研究を通じて開発した読書推進プログラム等の提供に努めます。
- ・読書ボランティアや民間団体と連携し、子どもと保護者が共に参加し体験を共有できる事業を実施します。
- ・多様な子どもたちが興味を持つように、親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めます。

○家庭

家庭の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進

- ・市町村のブックスタートやブックスタートに準じた事業に関し、情報提供や支援活動を行います。

○図書館

【県立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

¹² ひとつのテーマに従って、数冊の本を順序立てて紹介すること。紹介した本について、読書意欲を起こさせることを目的とする。

¹³ 語り手が物語を覚えて、語り聞かせること。「おはなし」「素ばなし」とも言う。

¹⁴ 子どもたちに読書の楽しさを教える作戦や読書指導メソッドのこと。

子どもの意見を取り入れた図書館運営

- ・多様な子どもの意見聴取の機会確保に努めます。
- ・中高生の意見を把握してティーンズコーナー等の充実を図る等して、立ち寄りやすく、居心地の良い環境を整えます。

調査・研究、開発機能の強化

- ・子どもの発達段階に応じ、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、アニメーション等の手法を活用した発達段階別の読書推進プログラムを研究・作成し、その成果を公開します。

学校等への支援

- ・学校図書館への読書支援のための資料の収集・提供に努めます。
- ・児童・生徒の学習支援、教員の教材研究支援のためのレファレンス・サービス、授業等で必要な資料の貸出、パスファインダー¹⁵を作成し、公開・配布します。
- ・各関係機関と連携し、子どもの本、子どもの読書活動についての調査・研究を行い、その成果を公開し、報告書・リスト等を作成・配布します。
- ・司書教諭や学校司書に対する研修、職場体験、インターンシップの受入れ等を通して、学校の読書活動推進のための支援、連携・協力を努めます。

山梨県子ども読書支援センターの取組①



山梨県子ども読書支援センターでは、学校を対象に、本をテーマ毎にセットにして貸し出す「学校支援セット貸出」サービスを行っています。調べ学習に役立つ本を集めた「調べるセット」、朝の読書活動に役立つ「朝の読書推進セット」、推薦図書を集めた「ブックリストセット」などがあり、朝の読書や調べ学習、読書週間、学校図書館の選書の参考として活用されています。

連携・協力体制の整備

- ・山梨県子ども読書活動推進会議において、各種事業への提案を求め、情報交換等を積極的に行います。
- ・全県的な読書活動の推進を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校図書館、児童館、公民館、読書ボランティア、NPO等の子どもの読書活動推進に関わる団体や関係機関と連携・協力します。
- ・山梨県図書館情報ネットワークシステム¹⁶を通じた相互貸借システム等、連携・協力体制の整備

¹⁵ ある特定のテーマに関する資料・情報を探す手順を簡便にまとめたもの。

¹⁶ 平成6年から稼働している山梨県立図書館をセンターとする県内公立図書館・関係機関で構築する総合目録データベース

を図ります。

- ・ 国立国会図書館、国際子ども図書館等、県内外の図書館との連携・協力を努めます。

【市町村立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、市町村及び市町村立図書館では、次のような取組を行うことが期待されます。

子どもの意見を取り入れた図書館運営

- ・ 乳幼児向けの読み聞かせ会等のイベント等の実施において、中高生に対して企画段階から参加を募ったり、中高生向けの職業体験の時に読み聞かせ会の実施を中高生に依頼したりする等、子どもの意見を取り入れた取組が期待されます。

関係機関との連携

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館、地域の読書活動推進団体・グループ青少年団体等の関係団体、市町村保健センター、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して子どもの読書活動を推進することが期待されます。
- ・ 学校等の要望に応じて、司書等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を行う等、学校における読書活動の推進を支援することが期待されます。

読み聞かせ会等読書の楽しさを知るイベント等の充実

- ・ 読み聞かせやストーリーテリング、パネルシアター等を行うおはなし会やブックトークの実施が期待されます。
- ・ 子どもに薦めたい本の展示等の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方等の講習会等を実施することが期待されます。

ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進

- ・ 子育て支援事業やブックスタート事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供することが期待されます。
- ・ マタニティブックスタート、マタニティ読書会等、妊婦及びパートナーを対象にした取組を行う等、出産前から読書に親しむ機会を提供することが期待されます。

○学校等

【学校】

学校の役割を実現していくために、学校は、次のような取組を行うことが重要です。

子どもの意見を取り入れた学校図書館運営

- ・ 児童・生徒の意見・要望を把握し、学校図書館運営に生かすことが重要です。
- ・ 図書委員の児童・生徒等によるおすすめの本の展示を行うことが重要です。ディスプレイやポップの作成も子どもたち自身が行うことにより、より主体的な取組になります。

子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進

- ・子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員の活動の活発化を図り、主体的に学校図書館に関わる取組を行うことが重要です。
- ・子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「知的書評合戦（ビブリオバトル¹⁷）」を実施し、子どもの読書への関心を高める取組を行うことが重要です。

体験活動、探究的活動と連動した取組の推進

- ・各学年、児童生徒の発達段階に応じた探究的活動を推進するための蔵書管理を行うとともに、複数紙の新聞の配置が重要です。
- ・各教科や特別活動に伴う体験活動に際し、学校図書館を活用した読書活動の充実が重要です。

情報リテラシー教育の推進

- ・教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基に学校全体として計画的かつ体系的に指導することが重要です。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した読書活動の推進

- ・読書活動に関し専門的な知識を持つ者や地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

以上の学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館では、次のような取組を行います。

学校図書館を活用した学校全体での取組の推進

- ・学校図書館を中心に、学校全体で読書活動が推進されるよう、子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。
- ・全校一斉読書（朝の読書等）や読み聞かせ等の活動が一層推進されるよう、推薦図書の紹介等を行います。
- ・読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、読書交流、調べ学習を取り入れた授業を推奨するとともに、読書内容の充実を図り、不読者を減らす取組を紹介します。

2 人材の育成

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

図書館職員、教職員、子育て支援に関わる職員への研修実施による専門性の向上

- ・市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動に関わる職員を対象に、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修を実施します。

¹⁷ 参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたい本を投票で決めるイベント

- ・学校職員が子どもの読書活動を推進できるよう、研修を実施します。
- ・市町村及び市町村立図書館と連携し、司書教諭や学校司書及び教職員が子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるための様々な実技と理論を学べるよう、研修を実施します。

山梨県子ども読書支援センターの取組②



山梨県子ども読書支援センターでは、子どもの読書活動の実践を行う人たちに専門的助言や技術的な指導を行う人材を育成するため「子どもの読書指導者養成講座」を開催しています。一定経験のある図書館等の児童・青少年サービス担当者及び読書ボランティアを対象とし、選書、ブックトーク、紹介文の書き方など専門理論と実践力を学びます。全講座出席者は「子どもの読書指導者」として登録され、公共図書館、学校図書館、地域などの研修会などで講師として活躍するなど、地域の核となって、子ども読書活動を推進することが期待されています。

保護者、読書ボランティア等への講座の開催等による読書活動の支援

- ・子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修の機会を、保護者に提供します。
- ・読書の大切さや本の選び方、読み聞かせの方法等の保護者対象の研修会の講師として職員を派遣します。
- ・市町村や市町村立図書館と連携し、保護者や地域の読書ボランティアのために、子どもの読書活動について学べるよう、研修の機会を提供します。
- ・多様な家庭環境、多様な子どもたちがいることを踏まえ、読書ボランティアの専門性を高める研修の機会を提供します。
- ・市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修を実施します。
- ・子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修の機会を提供します。
- ・子育て支援のための施設職員、子育て支援グループ等の指導者、保健師・ボランティアが、子どもと本を結びつける様々な実技・理論を学ぶ機会を提供します。
- ・デジタル社会への対応、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）を踏まえた取組や特別な支援が必要な児童・生徒のための取組を推進するための研修を実施します。

山梨県子ども読書支援センターの取組③



山梨県子ども読書支援センターは山梨大学附属図書館子ども図書室との共催で子どもの読書活動について学ぶための初心者向け講座「子どもの読書オープンカレッジ」を開催しています。絵本作家や翻訳家の講演や、読み聞かせの基本、紙芝居の演じ方から山梨の民話やわらべ唄まで、幅広く学ぶことができます。

人材育成のための情報の提供

- ・子どもの読書活動に関する講座、研修会の開催を支援するために、講師の人材情報を紹介します。
- ・求めに応じて研修会講師の派遣を行います。
- ・子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技術等を有する者がボランティアとして参加できるように一層働きかけるとともに、ボランティア希望者への情報の提供や、養成のための研修を実施する条件を整えます。

○学校等

【幼稚園、保育所、認定こども園等】

幼稚園、保育所、認定こども園等の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を推進します。

人材の育成

- ・市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動に関わる職員を対象に子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修を実施します。

3 環境整備・充実

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、家庭、地域、図書館、学校では次のような取組を行うことが必要です。

読書環境の充実

- ・子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本に触れる機会が増えるよう支援します。
- ・読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の団体貸出を行います。
- ・市町村立図書館と連携し、地域の諸施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実を支援します。

- ・市町村と協力し、学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、蔵書の質的・量的な充実を図られるよう支援します。
- ・学校図書館をより有効に活用できるよう、引き続き司書教諭や学校司書の配置を進めるよう努めます。
- ・多様な背景を持つ児童・生徒にとって、居場所にもなるような読書や学習の場を提供できるように努めます。

市町村及び市町村立図書館は、次のような取組を行うことが期待されます。

- ・ホームページの公開、山梨県図書館情報ネットワークシステムを活用した図書資料の書誌・所蔵情報の提供等、インターネットを活用して情報化を推進します。
- ・学校図書館の機能の充実を図り、多様な図書館資料、複数紙の新聞を活用した授業に取り組めるような整備が望まれます。

子どもが本に接することのできる環境の整備

- ・子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書、主要な児童文学賞受賞作品等、子どもの本を積極的に収集・提供します。
- ・中学生・高校生世代の読書活動の推進のため、中学生・高校生向けの資料を積極的に収集します。
- ・培ってきた読書習慣を継続的に維持できるよう、また、学習のための利用や資料等の利用につなげられるよう、展示等を工夫し、学校図書館とも連携しながら情報発信を積極的に行います。
- ・年齢と子どもの興味関心に合わせて本を提示する等、サービスの工夫をします。
- ・子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本に触れる機会が増えるよう支援します。
- ・子どもたちや保護者が集まるイベントに際し、図書館職員や読書活動に関し専門的知識を持つ地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行います。

特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備

- ・特別な支援を必要とする全ての子どもたちに豊かな読書体験を提供できるように、アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実を図ります。
- ・特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援するため施設面での配慮を行い、触わる絵本¹⁸や布の絵本¹⁹、拡大図書²⁰、LLブック²¹、大活字本²²等の資料を充実させます。
- ・特別支援学校等と連携して、子どもの読書活動に関する情報交換や、年齢や障害の種類・程度に応じた図書資料を収集・提供します。

¹⁸ 視覚障害児のために、布、ビニール、毛皮等の素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、感触によって鑑賞させることを目的につくられた絵本。

¹⁹ 厚手の台布に絵の部分を上塗りし、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、絵本と遊具の性質を兼ね備えた図書。

²⁰ 既に発行された図書を大きな文字に書き直して作成した本。文字を拡大することによって読むことが可能になる弱視者や高齢者に適している。

²¹ やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けている。

²² 目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれている。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう、積極的に外国語資料を収集・提供します。
- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもにとって分かりやすい図書館の利用案内、館内表示及び掲示を整備します。
- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動支援を通して、多くの子どもたちが、多様な言語や価値観を持つ外国文化を理解するための読書環境づくりに努めます。

○図書館

【県立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

電子書籍を含む図書館資料の充実と利用促進

- ・タブレット等スマートデバイスで読書ができ、来館しなくても貸出が可能な電子書籍を含む、図書館資料の充実及び利用促進を図ります。
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、電子書籍やデージー図書²³の利用促進を図ります。

県立図書館の児童向け電子書籍・デージー図書

県立図書館では児童向けの電子書籍、デージー図書を収集、提供しています。電子書籍はスマートフォンやパソコンからいつでも読むことができ、また、字の大きさを変えたり、内容を音声で聴くことができるものもあります。

デージー図書は、図書の内容を録音して音声にした音声デージーと、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読むことができるマルチメディアデージーがあります。



²³ デージー (DAISY) 図書とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

相談体制の整備・充実

- ・子どもの読書活動に関する総合的な窓口として、県内の取組事例や子どもの本と子どもの読書に関する情報を収集し、関係機関や団体等との連携に努めます。
- ・子どもの読書活動に関する相談や、レファレンス・サービスを行います。相談の多い内容については「子どもの読書に関するQ&A」等を作成し、気軽に利用できる相談窓口の広報に努めます。
- ・市町村立図書館の要請に応じて、地域における子どもの読書活動推進の拠点としての図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の子どもの読書活動の推進の向上に努めます。
- ・図書館未設置町村に対して、子どもたちがより充実した図書館サービスを享受できるよう、公民館図書室等の業務運営への支援・協力を努めます。
- ・読書ボランティアからの読書活動に関する相談に応じます。
- ・関係機関等の要望に応じて職員等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を通して、子どもの読書活動の推進を支援します。

○学校等

【学校】

学校の役割を実現していくために、学校は、次のような取組を行うことが重要です。

魅力ある学校図書館に向けた環境の整備・充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現ために、地域の図書館等の活用を積極的に図り、子どもたちにとって必要な資料が整備されることが重要です。

学校種間の移行段階における取組の推進

- ・小学校入学、中学校入学、高等学校入学時に学校図書館の利用方法等を伝えるオリエンテーションを充実させることが重要です。学習に効果的に活用できるように資料や情報を入手し、利用する方法も併せて指導することが重要です。

学校図書館DX化の推進

- ・個別最適で協働的な学びを実現するために、学校図書館のICT化の環境整備、1人1台端末と連携した図書館の積極的な利活用をすることが重要です。

〈事例〉 学校図書館を魅力的な生徒の居場所に！ ～都留高等学校での図書館改革～

令和5年度、都留高等学校では図書館改革に取り組みました。

探究活動「つる探」において、図書館の利用率向上と地域への貢献をテーマに、2年次生2名を中心に生徒7名による探究チームが結成され、サポートとして司書が加わりました。探究的な学びの場としての機能や生徒の居場所としての機能を充実させるため、学校としてもこの図書館改革をバックアップしていくことになり、児童文学評論家の赤木かん子先生をアドバイザーとしてお招きし、魅力的な学校図書館への改革がスタートしました。赤木先生からは、学校図書館本来の役割や図書の効果的な分類方法に関する講義に加え、書架の配置や図書の展示方法等に関するきめ細かいアドバイスをいただきました。

赤木先生に何度もご来校いただきながら、生徒や教職員、保護者ボランティアなど多くの協力を得て、夏休み以降、書架やテーブルの移動、図書室内の清掃、図書の陳列法の工夫や古い本の倉庫への移動等の改装作業を続け、12月までにはほぼ完成にこぎ着けることができました。

この間、改革の取り組みを県下に広めるため県立学校の司書に呼びかけて、赤木先生を講師とする研修会を開催したり、図書の整理や書架の移動を体験してもらったりしました。冬休みには、探究活動のテーマである地域貢献の一環として保育園の園児を招待し、探究チームによるお話し会を開催したところ、園児や保育士から好評を得ることができました。居場所としての機能が向上したこともあり、現在、来館する生徒も増加傾向にあります。今回の都留高校のノウハウを他の学校にも広く共有していきたいと思えます。

○ 赤木かん子先生監修による都留高校学校図書館改革のコンセプト

- ・世の中が動けば本も動く。読みにくい活版印刷や情報の古い本は積極的に廃棄すべき
- ・部屋のサイズに見合った数の書架を置く、社会の変化に敏感に図書を入れ替える
- ・図書館を作る基礎は分類。NDCを基礎にして、その学校に必要な分類体系を作る
- ・文学偏重を避け、生徒の「調べ学習」や「探究学習」に対応できるバランスの良い配架
- ・今最も勢いのあるジャンルは漫画。良いものは積極的に図書館に置くべき
- ・自然科学の本は装丁に力を入れている。良い装丁の本は興味を引くように平置きすべき
- ・本のサイズで分類するのではなく、カテゴリーごと同じ棚に分類すべき
- ・書架の表示サインなどについても図書館全体の統一感が大切。こだわるべし
- ・照明を磨いたり床を拭いたりして、図書館全体を明るい雰囲気
- ・入り口を入れて奥が見渡せるように、書架の配列は「手前が低く奥が高く」が原則
- ・生徒の多様化に対応して、居場所としての機能も大切。リラックスできる空間づくり



改装前



改装後

4 普及・啓発

(1) 広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解していくことが必要です。

また、地域社会全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く県民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。さらには、読書を通じた地域づくりも望まれます。

(2) 各種情報の収集と提供

社会全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書活動に関する情報をいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

多くの人が、子どもの読書活動の様々な事業や取組等に関する情報に容易に接し活用できるようにすることで、広く県民の興味や関心を引き出すことが期待できます。さらに、子どもの読書活動に携わる人たちの意欲を高めることにもつながります。学校、公立図書館、民間団体、ボランティア等における、子どもの読書活動に携わる人たちのそれぞれの特色を生かして子どもの読書活動の推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取組を奨励し、広く紹介することが大切です。

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

各種読書イベント等の情報収集と提供

- ・読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報等を積極的に提供します。

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発

- ・「子ども読書の日」²⁴（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）を通して、子どもの読書活動についての関心が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が促進されるよう、その理念にふさわしい事業を行うよう努めます。
- ・読書ボランティアやNPO等の民間団体等と連携し、親子読み聞かせ講座や資料紹介展示、「子ども読書の日」における子どものための読書推進イベント等を開催し、読書に親しむ機会の提供に努めます。

インターネット、SNSを活用した普及・啓発

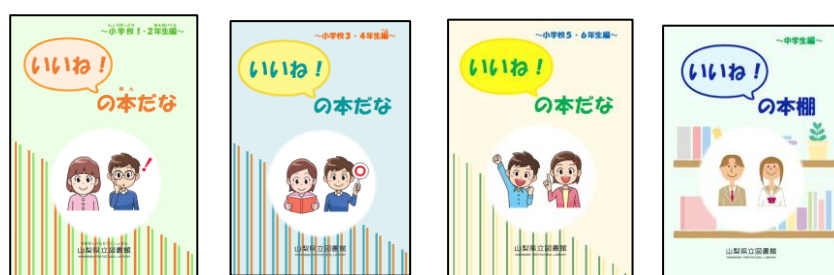
- ・読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報を、ホームペ

²⁴ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。国、地方公共団体は、子ども読書の日理念にふさわしい事業を実施することが求められている。

ージ等を通じて提供します。

- ・子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。
- ・ホームページの充実を図り、「やまなし子どもの読書情報」や「子ども読書支援センターニュース」25、パンフレット、ブックリスト等、家庭への啓発や情報提供を行います。
- ・子どもの読書活動に役立つ様々な情報や推薦図書等を、ホームページ、新聞、テレビ等を通じて積極的に提供します。
- ・子どもの読書活動の推進に関する先進的な取組や特色ある事例、連携・協力事例等を収集し、ホームページ等で積極的に紹介していきます。

山梨県子ども読書支援センターの取組④



小学校1・2年生編 小学校3・4年生編 小学校5・6年生編 中学生編

山梨県子ども読書支援センターでは、子どもの発達段階に合わせた推薦図書リスト「いいね!の本だな」を作成・配布し、ホームページにも掲載しています。「物語」「科学」「いのち・心」などのジャンル別に紹介し、読書離れが進む中学生向けには、本に興味を持ってもらえるよう、本に関連するキーワードやフレーズに#（ハッシュタグ）をつけるなどの工夫をしています。

子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組

- ・おはなし会等を実施し、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供します。
- ・保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方、子ども本との出会わせ方の講習会等を実施します。
- ・子育て支援事業、資料紹介展示、「子ども読書の日」における読書推進イベント等を開催し、読書の大切さを伝えるとともに、家族で読書活動に親しむ機会を提供します。
- ・NPOとの連携を通じて、子どもの読書活動の意義や重要性について広く理解を深める機会を提供します。
- ・市町村及び市町村立図書館と連携し、様々な機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。

調査の実施

- ・子どもの読書活動に関する調査を行い、情報を提供するとともに、今後の取組に生かします。

25 山梨県子ども読書支援センターが発行している情報誌。センターの事業や活動内容を広く情報発信している。

県民の読書活動の推進

- ・子どもを取り巻く県民の読書活動を推進するため、情報の提供、普及・啓発等の取組に努めます。
- ・県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ビブリオバトル」、「ブックフェア」などを実施します。

〇図書館

【県立図書館】

県立図書館の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組

- ・子どもの本に関連する県内外の取組事例や国・県の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」や、人材育成講座や展示紹介など子ども読書支援センターの活動を紹介した「子ども読書支援センターニュース」を発行します。
- ・子どもの本とその研究書、子どもの読書活動、県内各地で活躍している読書ボランティア等の民間団体に関する情報を収集し、ホームページ、メディア等を通して積極的に情報を提供します。
- ・子どもの読書活動に関わる大人のため、児童文学作家の研究書をはじめ、子どもの本に関する研究書、子どもの読書活動に関する調査研究資料等を積極的に収集・提供します。

〈事例〉 笛吹市石和図書館の取組

特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備を進めています。



「りんごの棚」とは、特別なニーズのある子どもたちを対象とした児童書を展示した棚です。スウェーデンで生まれ、世界各地に広がっています。笛吹市石和図書館では2022年9月に「りんごの棚」を設置しました。「みんなが読書を楽しめるように」をテーマに資料の収集・展示を行っています。主に以下の本を展示しています。

- ・点字付き絵本などの「点字の本」
 - ・大きな文字で書かれている「大活字本」
 - ・やさしくわかりやすいように工夫されて作られている「LLブック」
 - ・ページに凹凸などがある「さわって楽しむ絵本」
 - ・「手話について学べる本やDVD」
- ※「りんごの棚」の資料は全て貸出可能です。

実際に本を手に取り、読んだり触ったりして「りんごの棚」の本の魅力を感じてください。笛吹市には石和図書館、御坂図書館、一宮図書館、八代図書館、春日居ふるさと図書館の5つの図書館があり、市内全ての図書館に「りんごの棚」を設置していく予定です。

第4章 推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校、図書館、県・市町村、関係諸機関、民間団体等が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、情報を共有し、連携・協力して社会全体で取り組んでいく必要があります。今後、よりきめ細かく子どもの読書活動を推進していくために、次のような取組を進めていきます。

1 子ども読書支援センターの活用推進

山梨県子ども読書支援センターは、子どもの読書活動に携わる人や子どもの読書活動の推進を行う機関・団体を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担ってきました。今後も引き続き、資料や情報の収集・提供、人材の育成、普及・啓発、関係機関・団体への支援・協力等により、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 諸機関の連携・協力

(1) 図書館間の連携・協力

図書館は相互に連携し、協力し合うことで、より効果的に子どもの読書活動を推進することができます。県立図書館及び山梨県子ども読書支援センターが中心となり、市町村立図書館や公民館図書室等とのネットワークを強化し、県内全ての地域に充実した読書環境を提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 図書館と諸機関との連携・協力

図書館が、学校、幼稚園、保育所、認定こども園の他、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室等の諸機関と連携した取組を行うことにより、地域における子どもの読書活動がより効果的に推進されます。既に、これまでも、図書館を中心に学校や児童館等への子どもの本の貸出や情報提供、研修の案内等を行ってきましたが、今後は一層、相互の情報交換を進め、連携・協力を強化していきます。

(3) ボランティア、民間団体との連携・協力

読書ボランティアをはじめとする個人や民間団体の活動も、子どもの読書活動を支える大きな役割を果たしています。これらの成果をさらに大きくしていくために、図書館だけではなく、学校や児童館、公民館といった機関との連携・協力が重要になっています。そのために、市町村や図書館がボランティアバンクの活用を一層充実させたり、ネットワークづくりを進める事業を行ったりする等、連携を推進し、社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう体制を整えていきます。また、ボランティアや民間団体への情報提供や、ボランティア養成のための研修の実施等にも取り組みます。

3 市町村における推進体制の整備と支援

市町村や市町村立図書館は、子どもの読書活動を地域ごとにきめ細かく支えていく上で、中心となる重要な役割を担っています。県内の市町村立図書館は、その整備が進みつつあり、人口あたり

の図書館数は、全国的にもトップレベルにあります。しかし、まだまだ地域差があることは否めません。今後も地域の実情を踏まえながら、全ての子どもたちに豊かな読書活動の場が与えられるよう「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準²⁶」及び国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づいて、市町村立図書館の設置・整備・充実を図ることが必要です。

住民に対して適切なサービスを提供するために、市町村立図書館の設置を推進するとともに、住民の生活圏、市町村立図書館の利用圏等を十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域にサービスが行き渡るよう配慮することが期待されます。

また、子どもの読書活動を確実に推進していくためには、市町村ごとの「子どもの読書活動推進計画」を策定していくことが必要です。国の第五次基本計画では、市部で100%、町村部で80%以上の策定率を目標に掲げています。市町村には国や県の計画を基本とし、成果と課題を振り返り、子どもの読書活動推進計画の策定に向けて積極的に取り組むことが求められます。県は、策定のための支援と情報提供を丁寧に行っていきます。

4 計画の進行管理

県は、この第4次推進実施計画が、着実かつ効果的に推進されていくために、学識経験者、公立図書館関係者、学校関係者、読書活動推進団体関係者等で組織する「山梨県子ども読書活動推進会議」を開催し、施策の進行管理を行います。推進会議は、原則として毎年開催し、調査による目標達成状況等の把握を行い、成果と課題を把握し、改善策を検討します。

5 数値目標

理念の実現に向けて、達成が期待される数値目標を設定します。

項目		実績値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
① 図書室・図書館の非利用率 (全く利用しない人の割合)	小学校	38.5%	19%
	中学校	46.8%	30%
② 不読率(平日、学校の授業以外で 読書をしない人の割合)	小学校	21.1%	12%
	中学校	28.2%	22%
③ 公立高校における学校図書館貸出数 (一人あたりの年間平均貸出冊数)		5冊※1	12冊
④ 市町村ブックスタート実施率		92.6%※1	100%
⑤ ボランティア活用率	小学校	78.8%※2	100%
	中学校	8.8%※2	17%
⑥ 市町村の推進計画策定率		74.1%※1	100%

※1の数値は令和4年度 ※2の数値は令和2年度

典拠資料

- ①・②は「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)
- ③は「学校図書館白書」(山梨県高等学校研究会学校図書館部会)
- ④は「山梨県の図書館—山梨県図書館白書—」(山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会)及び県調査
- ⑤は「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- ⑥は「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」(文部科学省)

²⁶ 平成13年に文部科学省が告示した望ましい公立図書館の基準。平成24年改正。

【関連する県の事業一覧】

【家】…家庭 【地】…地域 【図】…図書館 【幼】…幼稚園、保育所、認定こども園等
 【学】…学校 【普】…普及・啓発

事業内容		家	地	図	幼	学	普
1	子ども読書啓発活動用パンフレット作成 読み聞かせやおはなし会等の実践に役立つ具体的なノウハウをまとめたガイドブックを作成・配布します。	○	○	○	○	○	○
2	親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催 読書ボランティアや民間団体等と連携し、定期的に親子で読書活動に親しむ機会の提供に努めます。	○	○	○		○	
3	子どもの読書普及の資料展示 子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもの読書意欲を高めるために、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等に資料展示等を開催します。	○	○	○	○	○	○
4	保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催 読書ボランティアや民間団体等と連携し、家庭における読み聞かせや、読書の時間の持ち方等について紹介する講座を開催します。	○	○	○	○	○	○
5	ホームページやSNS等による情報提供 ・図書館で行われる子ども向けの読書イベントやおはなし会、保護者向けの講座、子どもの本の紹介等、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報をホームページやSNS等を通じて提供します。 ・県内外の子どもの読書活動に関する動きや、特色ある取組、子どもの本やイベント情報等、さまざまな情報を、ホームページを通じて積極的に発信します。 ・子どもが図書館に興味を持ち、身近な学校図書館や地域の図書館の利用につながるよう、キッズページや中学生・高校生向けのウェブページを設け、本や読書、図書館に関する情報を発信します。	○	○	○	○	○	○
6	各種メディアを活用した情報提供 新聞、ラジオ、子育て支援誌等への読書推進記事、絵本等の紹介を行います。	○	○	○	○	○	○
7	「やまなし子どもの読書情報」の発行 子どもの読書に関連する県内外の取組事例や国・自治体の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」を発行します。	○	○	○	○	○	○
8	子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布 市町村立図書館、ボランティア団体等と協力し、子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリスト等を作成・配布します。	○	○	○	○	○	○
9	「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供 子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。また、同内容をやまなしくらしねっとよりメールマガジンにて登録者あて配信します。	○	○	○	○	○	○
10	子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施 ・子どもの読書や子どもの本に関する質問に対し、個々のケースに合わせて対応する窓口を設け、相談に応じます。 ・子どもの読書に関する質問をまとめ、「子どもの読書に関するQ&A」としてホームページ等で紹介します。	○	○	○	○	○	○
11	子どもの読書オープンカレッジ 子どもの読書活動推進に携わる人々の技術の向上を目的とし、子どもの成長や読書に関する基礎知識、実技について学ぶ入門講座を、山梨大学との連携事業として実施します。	○	○	○	○	○	○
12	子どもの読書ステップアップ講座 子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、専門研修を開催します。	○	○	○	○	○	○
13	子ども読書ボランティアバンク 県内の子どもの読書活動に関係するボランティア、読書団体の活動内容や連絡先を紹介します。	○	○	○	○	○	○
14	子どもの資料及び情報の整備・充実 ・子どもの成長や発達段階に応じた、絵本や子どもの本等を積極的に収集し提供します。また、特別な支援を必要とする子どものための資料や、日本語能力に応じた支援を必要とする子どものための外国語資料を収集し、提供します。 ・子どもの本に関する研究書、子どもの読書を推進するための資料を積極的に収集・提供します。子ども向け電子書籍の充実を図ります。 ・各施設の図書室・図書コーナーの図書の充実を促し、必要に応じて団体貸出等による資料の貸出を行います。	○	○	○	○	○	○

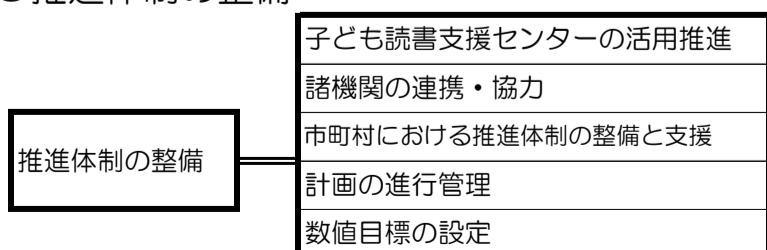
事業内容		家	地	図	幼	学	普
15	山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営 県立図書館や県内市町村立図書館等の所蔵資料の書誌データを集積した総合目録データベースを構築し、インターネット上からも図書資料の所在情報を提供します。	○	○	○	○	○	○
16	ボランティアや高校生を対象とした研修会の開催及び支援 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等で読み聞かせなどに関わるボランティアや、読み聞かせを学ぶ高校生(図書委員、保育進路希望者など)に子どもの読書について学ぶ機会を提供し、支援します。	○	○	○	○	○	
17	県の広報番組での啓発活動 家庭教育推進事業における幼児教育テレビ番組など県の広報番組等を通じて、子どもの読書の重要性を伝えていきます。	○		○	○		○
18	手話によるおはなし会の開催 読書ボランティアと連携し、手話による絵本の読み聞かせやアニメーション等を通じたおはなし会を開催します。		○	○	○	○	
19	外国語によるおはなし会の開催 読書ボランティアと連携し、外国語の絵本の読み聞かせを行います。また、海外の風土や文化、人々の暮らし等を紹介します。		○	○	○	○	
20	団体貸出の実施 子どもの読書活動を推進する諸機関に対し、必要となる資料の団体貸出を実施します。		○	○	○	○	
21	外国語による利用案内・館内表示及び掲示の整備 日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための利用案内、館内表示及び掲示を整備します。			○	○	○	
22	学校支援セットの貸出 学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出します。			○		○	
23	パスファインダーの作成と活用 ・調べ学習のためのテーマ別リストやパスファインダーを作成・蓄積します。 ・小学生・中学生や高校生が、調べ方を学べるようパスファインダーを提供します。			○		○	
24	学校図書館を活用した学習の推進 ・学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図ります。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善の周知をします。			○		○	
25	子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発 発達段階別の読書推進プログラムを作成・研究し、その成果を公開します。			○	○	○	
26	子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施 県内の子どもの読書活動を推進していく上で参考となる統計やアンケート調査を計画的に実施し、今後の取組に活用します。			○		○	○
27	山梨県子ども読書活動推進会議の開催 県の推進実施計画を実現するため、山梨県子ども読書活動推進会議を設置・開催し、子どもの読書活動の推進体制の検討、子どもの読書活動推進に関わる諸機関の連携の促進、子どもの読書活動推進に関する調査・研究、子どもの読書活動推進に関する情報交換などを行います。	○	○	○	○	○	
28	図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入 見学者やインターンシップの受入れを通して読書活動の理解と普及を図り、加えて図書館の利用案内や活用法等の周知をします。			○	○	○	○
29	学校図書館情報システム推進事業 県立高校の図書館データを共有化し、図書の相互貸借、主体的な学習を推進します。					○	
30	図書館を活用した授業づくり研修会 主体的・意欲的な学習活動につながる学校図書館を活用した学習指導について学ぶ研修を行います。					○	
31	文学館等における事業の開催 県立文学館、県立博物館、県立考古学博物館等において、子どもを対象とした参加型・体験型の教室を開催することにより、子どもたちに歴史や文学を身近に感じ、興味をもってもらう機会を提供します。					○	○
32	やまなし読書活動促進事業 県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ビブリオバトル」などを実施します。						○
33	しなやかな心の育成推進事業 自分や他人の生き方・存在を認め合い、自他を敬愛する、子どもたちの「しなやかな心」を社会全体で育てるため、「家読(うちどく)推進事業」を実施します。	○					○

山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（R6～R10年度）体系図

○具体的施策の体系



○推進体制の整備



資料集

- 文字・活字文化振興法
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 読書バリアフリー計画（障害児・障害者プラン2024（抜粋））
- 山梨県内公立図書館などのデータ
- 山梨県内学校図書館などのデータ
- 山梨県子ども読書活動推進会議設置要項

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

読書バリアフリー計画（やまなし障害児・障害者プラン2024（抜粋））

第4章 分野別施策の展開

5 読書バリアフリー計画

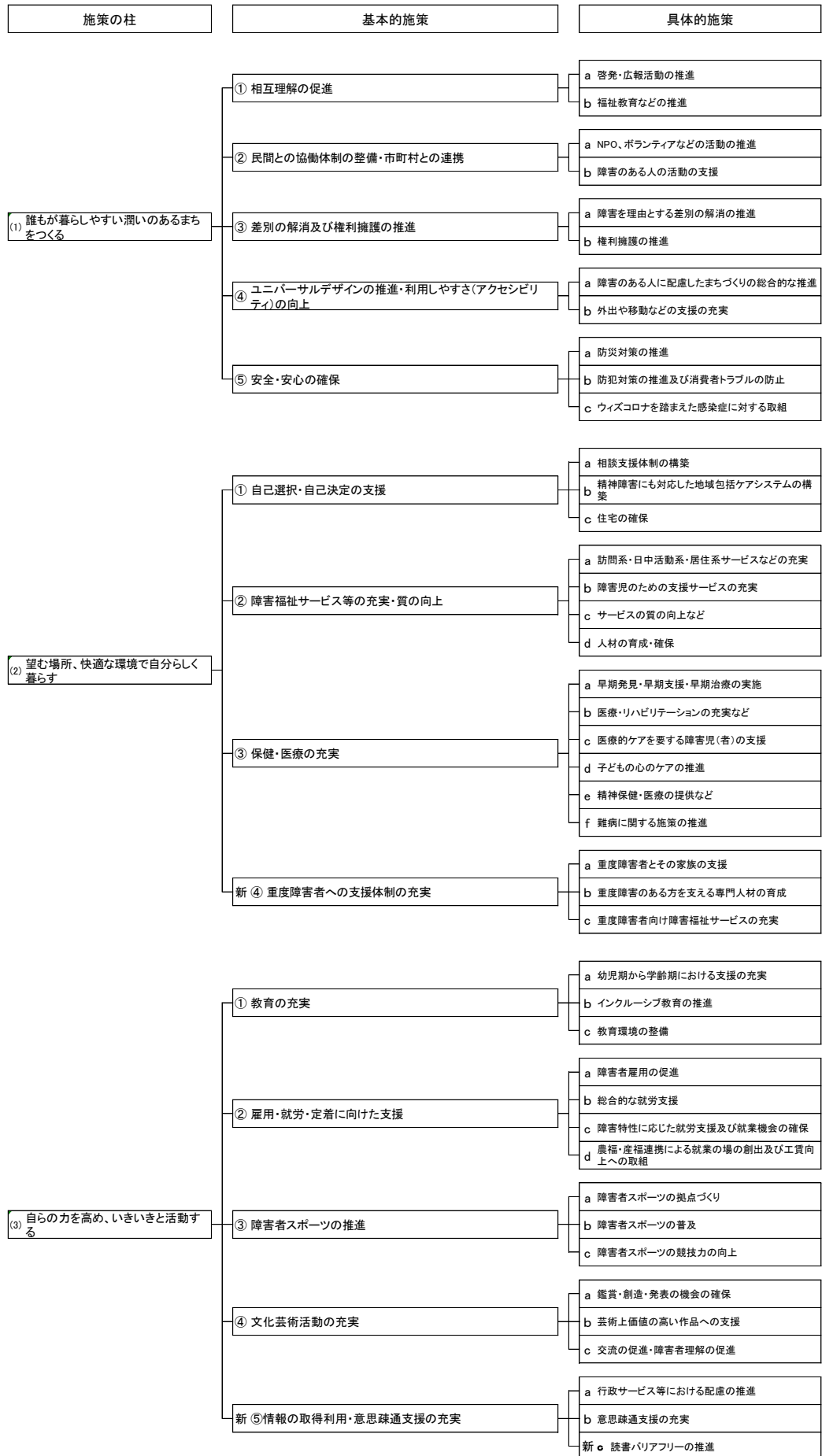
山梨県読書バリアフリー計画	
計画期間	令和6～8年度の3年間
目的 (位置付け)	<p>①視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方公共団体が定めるよう努めなければならない「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」</p> <p>②障害者基本法第11条第2項に規定する山梨県障害児・障害者プランと一体とした視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画</p>
内容	<p>① 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する本県における現状、課題</p> <p>② 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し県が総合的かつ計画的に実施すべき施策</p>
根拠法令	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 第8条 (地方公共団体の計画)</p> <p>第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。</p>
計画の対象	<p>視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことや頁をめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者を対象とする。</p> <p>なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要である。</p> <p>また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要がある。なお、本計画において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしている。</p>

読書バリアフリー法の概要

読書バリアフリー法	
基本理念 (3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること
国・地方公共団体の責務 (4条・5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施 ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施
基本的施策 (9条～17条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条） 2 インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条） 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条） 4 アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条） 5 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条） 6 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援（14条） 7 情報通信技術の習得支援（15条） 8 アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条） 9 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

読書バリアフリーの推進に向けた取組 施策番号：302～321

施策体系図



7 施策の展開

(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があることから、その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとともに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練等、就労促進に向けた総合的な取組を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が、文化芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきます。

こうした教育、就労、文化芸術、スポーツに関する施策については、障害の有無に関わらず、県民一人ひとりがお互いの多様な個性や価値観を認め合い支え合うことで、その能力を最大限発揮できるよう取り組みを進めます。

更に、障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

⑤ 情報の取得利用・意思疎通支援の充実

現状、課題等

- アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」という。）について、点字図書館や県立図書館等を中心に、各々の果たすべき役割に応じ、充実させることが重要です。また、アクセシブルな書籍等の製作等に関する人材を確保することも必要です。
- 国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用したサービスの提供体制や、様々な形態の書籍等や読書の手段についての周知をする必要があります。
- 司書や司書教諭等に対し、障害者の支援方法等に関する研修を実施するなど、資質向上を図る必要があります。

主な取組

⑤-c 読書バリアフリーの推進

(i) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等

302. 県立図書館・点字図書館において、障害の種類や程度に応じた様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実に努めます。〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕

【用語解説】アクセシブルな書籍等：

点字図書、拡大図書、音訳図書、デイジー図書、オーディオブック等の視覚障害のある人等が内容を容易に認識することができる書籍及び電子書籍

303. 視覚障害児等のための点字・拡大教科書の給与を促進します。《児》（新規）〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
304. 公立図書館・学校図書館と点字図書館が連携して、アクセシブルな書籍等を必要とする人が利用できる取組を促進します。（新規）〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕
305. 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供と、アクセシブルな書籍等の利用支援を行います。（新規）〔障害福祉課〕
306. 特別支援学校における視覚障害等の児童生徒の書籍の整理や読書スペースの整備を促進します。《児》（新規）〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕
307. 県立図書館において、市町村立図書館、学校図書館等との連携を図り、「読書や図書館の利用に困難がある児童生徒」の読書活動を支援する取組を進めます。また、視覚障害のある人等の図書館利用について職員が学ぶ機会を提供し、視覚障害のある人等に具体的な利用方法について周知を図ります。（新規）〔教育庁生涯学習課〕
308. 県立図書館の館内の表示にピクトグラムや点字表記を使用するとともに、拡大読書器、デイジー図書再生機等の読書支援機器を設置して図書館利用の支援を行います。（新規）〔教育庁生涯学習課〕
309. 県立図書館で行っている代読サービスや郵送サービス等の周知を行い、利用促進を図ります。〔教育庁生涯学習課〕

(ii) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

310. 国立国会図書館やサピエ図書館のサービス周知を行い、視覚障害者等用のコンテンツの利用促進を図ります。（新規）〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕

【用語解説】 サピエ図書館：

「サピエ」は、視覚障害のある人をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークのこと。サピエ図書館はサピエのメインサービスであり、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や音訳図書などの全国最大の書誌データベースである。資料によっては貸出依頼や、コンテンツのダウンロードができる。

311. 県立図書館において、視覚障害のある人等が利用しやすい音声読み上げ対応等の電子書籍の充実を図ります。（新規）〔教育庁生涯学習課〕

(iii) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

312. 点字図書や音訳図書、拡大図書、デイジー図書等の製作支援を行います。（新規）〔障

(iv) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

- 313. ICTの利用相談、情報提供、在宅就労に向けた支援等を実施する障害者ICTサポートセンターの充実と、点字図書館等との連携の強化を図ります。〔障害福祉課〕
- 314. 障害のある人に対する情報のアクセシビリティ向上を図るため、視覚障害者用の活字文書読上げ装置や聴覚障害者用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。〔障害福祉課〕
- 315. 県立図書館・点字図書館において、様々な形態の書籍等や読書の手段について最新の情報収集に努め、ホームページ等で広く情報提供を行います。(新規)〔障害福祉課、教育庁生涯学習課〕
- 316. 特別支援学校に配置されるICT支援員と連携し、端末機器に関する情報の入手や一人一人に応じた効果的な活用を促進します。(新規)〔教育庁特別支援教育・児童生徒支援課〕

(v) 製作人材・図書館サービス人材の育成等

- 317. 司書等に対し、視覚障害のある人等への支援方法やアクセシブルな書籍等を利用するための研修を実施し、資質の向上を図ります。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
- 318. 県立図書館の障害者サービスに関する情報提供や機器の展示会等を実施し、読書バリアフリーへの理解を深め、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて機運を高めます。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
- 319. 国立国会図書館が実施する障害者サービス担当者向け研修等を受講し、図書館の障害者サービスの技術を習得してスキルアップを図ります。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
- 320. 司書教諭等を対象に、支援方法等に関する研修等を実施し、資質の向上を図ります。(新規)〔教育庁高校教育課〕
- 321. アクセシブルな書籍等の製作や視覚障害のある人等の日常生活上のコミュニケーションの確保のため、点訳奉仕員や録音奉仕員の資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕

第5章 数値目標

施策			指標	数値目標		集計方法	評価・検証の手法 (データ出所等)
柱	基本的	No.		現況	R6~8年度 目標値		
自らの力を高め、いきいきと活動する	情報の取得利用・意思疎通の充実	309	障害者サービス登録者数	41人 (R4)	49人	累計	生涯学習課調べ
		310	サピエダウンロード数	14,133点 (R4)	14,533点	単年	障害福祉課・生涯学習課調べ
		313	点訳・音訳奉仕員養成研修修了者数	20人 (R4)	13人	単年	障害福祉課調べ (事業実績報告書)

山梨県内公立図書館などのデータ

(「山梨県の図書館2023—山梨県図書館白書—」より ※富士川町立図書館 (R5. 7. 15開館) のデータを追記)

1 山梨県内における図書館施設状況

図書館名		各館設置 条例施行年	現館 開館年	建築状況・施設名称		面積 (㎡)	収蔵能力 (千冊)
1	甲府市立図書館	1951	1996	独立		5,143	600
2	富士吉田市立図書館	1951	2011	併設・複合	富士吉田市民会館	1,630	240
3	都留市立図書館	1954	1975	併設・複合	都留市まちづくり交流センター	1,568	107
4	山梨市立図書館	1996	2016	併設・複合	山梨市民会館	1,403	179
5	大月市立図書館	1958	1999	独立		2,286	180
6	韮崎市立大村記念図書館	1993	2011	併設・複合	韮崎市民交流センター	2,595	169
7	南アルプス市立中央図書館	1984	1999	併設・複合	南アルプス市楡形生涯学習センター	1,443	120
9	南アルプス市立白根桃源図書館	1990	2018	併設・複合	南アルプス市白根生涯学習センター	473	59
10	南アルプス市立八田農業情報関連図書館	2001	2001	併設・複合	南アルプス市高度農業情報センター	645	75
11	南アルプス市立わかかさ図書館	2003	2003	併設・複合	南アルプス市若草生涯学習センター	272	39
12	南アルプス市立甲西図書館	2003	2005	併設・複合	南アルプス市甲西支所	446	38
13	北杜市金田一春彦記念図書館	1998	1998	併設・複合	北杜市金田一春彦記念図書館	1,209	102
14	北杜市明野図書館	2004	2004	併設・複合	北杜市明野総合会館	59	16
15	北杜市すたま森の図書館	2000	2000	併設・複合	北杜市須玉農村総合交流ターミナルホール	1,018	60
16	北杜市たかね図書館	2001	2001	併設・複合	北杜市高根生涯学習センター	750	70
17	北杜市ながさか図書館	1993	2004	併設・複合	北杜市長坂コミュニティ・ステーション	400	25
18	北杜市小淵沢図書館	2006	2004	併設・複合	北杜市生涯学習センターこぶちさわ	369	45
19	北杜市ライブラリーはくしゅう	2004	2003	併設・複合	北杜市はくしゅう館	230	40
20	北杜市むかわ図書館	2004	2004	併設・複合	北杜市甲斐駒センターせせらぎ	193	21
21	甲斐市立竜王図書館	1996	1996	独立		2,643	240
22	甲斐市立敷島図書館	1991	1991	併設・複合	甲斐市敷島総合文化会館	986	120
23	甲斐市立双葉図書館	1995	1995	併設・複合	甲斐市双葉ふれあい文化館	785	100
24	笛吹市石和図書館	1987	1987	併設・複合	笛吹市スコレーセンター	1,887	100
25	笛吹市一宮図書館	1988	2001	併設・複合	笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	858	100
26	笛吹市春日居ふるさと図書館	2002	2002	併設・複合	笛吹市春日居めぐり情報ステーション	321	28
27	笛吹市八代図書館	1957	1983	併設・複合	笛吹市八代総合会館	212	50
28	笛吹市御坂図書館	2004	2005	併設・複合	笛吹市学びの杜みさか	660	60
29	上野原市立図書館	1978	1991	独立		852	117
30	甲州市立勝沼図書館	1996	1996	独立		1,160	140
31	甲州市立塩山図書館	1996	2014	併設・複合	甲州市中央公民館	641	130
33	甲州市立大和図書館	2003	2003	併設・複合	甲州市大和ふるさと会館	221	65
34	中央市立玉穂生涯学習館	1998	1998	併設・複合	中央市立玉穂生涯学習館	2,223	100
36	中央市立田富図書館	1995	1995	独立		1,167	80
37	市川三郷町立図書館	1984	2020	併設・複合	市川三郷町生涯学習センター	1,299	120
40	身延町立図書館	1996	1996	併設・複合	身延町総合文化会館	754	90
41	南部町立南部図書館	1997	1997	併設・複合	南部町アルカディア文化館	851	90
42	南部町立富沢図書館	1992	2021	併設・複合	総合センター	376	60
43	昭和町立図書館	1990	1990	独立		883	70
44	忍野村立おしの図書館	1991	2011	併設・複合	忍野村生涯学習センター	1,552	230
45	山中湖情報創造館	2004	2004	独立		824	70
46	富士河口湖町生涯学習館	1974	2006	併設・複合	富士河口湖町生涯学習館	1,827	270
計						45,114	-
山梨県立図書館		1950	2012	独立		10,555	1,100

*図書館施設状況については令和5年4月1日現在のデータである。

**面積は四捨五入している。

***番号は分館を含めた通し番号である。

【参考】2023年7月15日に開館した富士川町立図書館

富士川町立図書館	2021	2023	併設・複合	富士川地方合同庁舎	910	102
----------	------	------	-------	-----------	-----	-----

2 蔵書冊数（図書）

（1）図書館

図書館名	蔵書冊数 (冊)	内 訳					住民1人 あたり 蔵書数 (冊)	参考資料での 図書館略称名
		一般図書 (冊)		地域資料 (冊)	一坪 図書館用 (冊)	自動車 図書館用 (冊)		
		一般向	児童向					
1 甲府市立図書館	406,288	271,673	100,894	12,464	0	21,257	2.2	甲府
2 富士吉田市立図書館	241,753	166,107	67,519	8,127	0	0	5.1	富士吉田
3 都留市立図書館	214,809	139,420	56,488	9,576	9,325	0	7.5	都留
4 山梨市立図書館	154,381	92,402	54,795	7,184	0	0	4.6	山梨
5 大月市立図書館	187,302	129,935	48,842	8,525	0	0	8.5	大月
6 韮崎市立大村記念図書館	151,126	101,280	40,676	9,170	0	0	5.4	韮崎
南アルプス市 (計)	387,579	240,563	128,253	18,763	0	0	5.4	
7 南アルプス市立中央図書館	143,275	93,210	42,006	8,059	0	0	-	南ア中央
8 南アルプス市立中央図書館芦安分館	-	-	-	-	-	-	-	芦安
9 南アルプス市立白根桃源図書館	50,334	31,150	16,039	3,145	0	0	-	白根
10 南アルプス市立八田農業情報関連図書館	97,064	63,448	29,916	3,700	0	0	-	八田
11 南アルプス市立わかくさ図書館	55,935	32,757	20,938	2,240	0	0	-	わかくさ
12 南アルプス市立甲西図書館	40,971	19,998	19,354	1,619	0	0	-	甲西
北杜市 (計)	455,449	301,025	137,951	16,023	450	0	10.0	
13 北杜市金田一春彦記念図書館	100,609	76,036	20,691	3,432	450	0	-	金田一
14 北杜市明野図書館	27,146	14,948	10,844	1,354	0	0	-	明野
15 北杜市すたま森の図書館	72,773	44,668	26,512	1,593	0	0	-	すたま
16 北杜市たかね図書館	68,036	44,699	21,340	1,997	0	0	-	たかね
17 北杜市ながさか図書館	48,445	30,077	16,346	2,022	0	0	-	ながさか
18 北杜市小淵沢図書館	53,916	36,728	14,626	2,562	0	0	-	小淵沢
19 北杜市ライブラリーはくしゅう	52,241	33,901	16,708	1,632	0	0	-	はくしゅう
20 北杜市むかわ図書館	32,283	19,968	10,884	1,431	0	0	-	むかわ
甲斐市 (計)	585,752	366,305	191,533	27,914	0	0	7.7	
21 甲斐市立竜王図書館	301,156	193,964	88,625	18,567	0	0	-	竜王
22 甲斐市立敷島図書館	160,339	96,568	58,867	4,904	0	0	-	敷島
23 甲斐市立双葉図書館	124,257	75,773	44,041	4,443	-	-	-	双葉
笛吹市 (計)	430,869	268,499	152,626	9,744	0	0	6.4	
24 笛吹市石和図書館	157,289	101,382	52,219	3,688	0	0	-	石和
25 笛吹市一宮図書館	111,903	73,867	36,336	1,700	0	0	-	一宮
26 笛吹市春日居ふるさと図書館	45,425	25,623	18,867	935	0	0	-	春日居
27 笛吹市八代図書館	38,228	20,860	15,845	1,523	0	0	-	八代
28 笛吹市御坂図書館	78,024	46,767	29,359	1,898	0	0	-	御坂
29 上野原市立図書館	136,953	92,176	40,865	3,912	0	-	6.3	上野原
甲州市 (計)	286,020	166,054	98,855	21,111	0	0	9.6	
30 甲州市立勝沼図書館	125,454	76,797	37,904	10,753	0	0	-	勝沼
31 甲州市立塩山図書館	124,862	77,690	40,466	6,706	0	0	-	塩山
32 甲州市立塩山図書館分館	7,721	186	7,361	174	0	0	-	甘草屋敷
33 甲州市立大和図書館	27,983	11,381	13,124	3,478	-	-	-	大和

図書館名	蔵書冊数 (冊)	内 訳					住民1人 あたり 蔵書数 (冊)	参考資料での 図書館略称名
		一般図書 (冊)		地域資料 (冊)	一坪 図書館用 (冊)	自動車 図書館用 (冊)		
		一般向	児童向					
中央市 (計)	304,588	192,349	102,633	9,606	0	0	9.9	
34 中央市立玉穂生涯学習館	146,137	96,428	45,354	4,355	0	0	-	玉穂
35 中央市立玉穂生涯学習館豊富分館	24,492	12,186	11,567	739	0	0	-	豊富
36 中央市立田富図書館	133,959	83,735	45,712	4,512	0	0	-	田富
市川三郷町 (計)	115,364	71,219	37,770	6,375	0	0	7.8	
37 市川三郷町立図書館	77,694	50,750	22,170	4,774	0	0	-	市川三郷
38 市川三郷町立図書館三珠分館	21,735	11,694	9,235	806	0	0	-	三珠
39 市川三郷町立図書館六郷分館	15,935	8,775	6,365	795	0	0	-	六郷
40 身延町立図書館	105,846	71,323	29,576	4,947	0	0	10.3	身延
南部町 (計)	118,786	95,422	23,364	0	0	0	16.9	
41 南部町立南部図書館	93,498	76,494	17,004	-	0	0	-	南部
42 南部町立富沢図書館	25,288	18,928	6,360	-	0	0	-	富沢
43 昭和町立図書館	153,030	101,426	46,711	4,893	0	0	7.3	昭和
44 忍野村立おしの図書館	164,449	112,985	47,508	3,956	0	0	16.9	おしの
45 山中湖情報創造館	69,976	51,088	16,357	2,531	0	0	12.3	山中湖
富士河口湖町 (計)	240,651	161,302	65,321	14,028	0	0	9.0	
46 富士河口湖町生涯学習館	209,982	147,447	49,435	13,100	-	-	-	富士河口湖
47 富士河口湖町生涯学習館大石分館	8,048	3,291	4,548	209	0	0	-	大石
48 富士河口湖町生涯学習館河口分館	10,725	4,641	5,847	237	0	0	-	河口
49 富士河口湖町生涯学習館上九一色分館	11,896	5,923	5,491	482	0	0	-	上九一色
計 / 平均	4,910,971	3,192,553	1,488,537	198,849	9,775	21,257	6.3***	

山梨県立図書館	704,412	501,111	120,996	82,305	0	0	0.9	県立
---------	---------	---------	---------	--------	---	---	-----	----

*資料の内訳が不明または未回答の場合は一般図書（一般向）とした。

**甲斐市立竜王図書館は、南部公民館を含む。

***県立を含まない公立図書館の総蔵書冊数を、奉仕人口の計で除したものの。

(2) 図書館未設置自治体（公民館図書室等）

機関名	蔵書冊数 (冊)	内 訳					住民1人 あたり 蔵書数 (冊)	参考資料での 図書館略称名
		一般図書 (冊)		地域資料 (冊)	一坪 図書館用 (冊)	自動車 図書館用 (冊)		
		一般向	児童向					
1 富士川町民図書館	43,904	31,813	11,195	896	0	0	3.1	富士川
2 早川町教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	早川
3 道志村教育委員会	1,619	1,208	307	104	0	0	1.0	道志
4 西桂町教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	西桂
5 鳴沢村中央公民館図書室	12,577	6,525	6,052	0	0	0	4.1	鳴沢
6 小菅村中央公民館図書室	14,842	8,682	6,160	0	0	0	22.9	小菅
7 丹波山村中央公民館図書室	-	-	-	-	-	-	-	丹波山
計	72,942	48,228	23,714	1,000	0	0	-	

*資料の内訳が不明の場合はすべて一般図書（一般向）とした。

令和5年3月31日現在の人口を基に算出しています。

3 貸出状況

(1) 図書館

図書館名	人口	登録者数			貸出点数 (含む視聴覚)		住民1人 あたり 貸出数 (点)	個人貸出 前年比 (%)
		個人		団体***	個人	団体		
			(内住民)					
1 甲府市立図書館	185,652	109,952	89,607	18	389,889	13,158	2.1	106.1
2 富士吉田市立図書館	47,063	14,318	4,408	132	304,231	25,694	6.5	103.4
3 都留市立図書館	28,795	23,506	18,253	235	62,834	2,911	2.2	112.7
4 山梨市立図書館	33,379	23,894	19,785	416	133,639	13,426	4.0	106.8
5 大月市立図書館	21,984	30,746	21,526	128	49,784	864	2.3	113.0
6 韮崎市立大村記念図書館	28,205	22,065	13,080	163	143,529	10,157	5.1	99.3
南アルプス市(計)	71,488	46,381	37,501	256	339,986	40,640	4.8	105.0
7 南アルプス市立中央図書館	-	-	-	-	140,101	10,528	-	-
8 南アルプス市立中央図書館芦安分館	-	-	-	-	1,181	446	-	-
9 南アルプス市立白根桃源図書館	-	-	-	-	51,350	6,788	-	-
10 南アルプス市立八田農業情報関連図書館	-	-	-	-	42,686	7,790	-	-
11 南アルプス市立わかかさ図書館	-	-	-	-	50,496	7,649	-	-
12 南アルプス市立甲西図書館	-	-	-	-	54,172	7,439	-	-
北杜市(計)	45,766	40,421	29,185	354	293,629	24,648	6.4	104.1
13 北杜市金田一春彦記念図書館	-	-	-	58	62,066	3,647	-	-
14 北杜市明野図書館	-	-	-	31	10,963	3,441	-	-
15 北杜市すたま森の図書館	-	-	-	52	41,653	3,212	-	-
16 北杜市たかね図書館	-	-	-	50	45,381	2,429	-	-
17 北杜市ながさか図書館	-	-	-	51	51,289	3,355	-	-
18 北杜市小淵沢図書館	-	-	-	40	39,828	3,840	-	-
19 北杜市ライブラリーはくしゅう	-	-	-	37	26,957	2,980	-	-
20 北杜市むかわ図書館	-	-	-	35	15,492	1,744	-	-
甲斐市(計)	76,336	71,533	42,759	110	558,021	35,847	7.3	103.0
21 甲斐市立竜王図書館	-	-	-	-	308,775	19,716	-	-
22 甲斐市立敷島図書館	-	-	-	-	166,223	9,802	-	-
23 甲斐市立双葉図書館	-	-	-	-	83,023	6,329	-	-
笛吹市(計)	67,466	55,557	42,309	244	304,053	23,141	4.5	108.9
24 笛吹市石和図書館	-	-	-	-	118,250	5,416	-	-
25 笛吹市一宮図書館	-	-	-	-	64,646	9,656	-	-
26 笛吹市春日居ふるさと図書館	-	-	-	-	28,825	2,538	-	-
27 笛吹市八代図書館	-	-	-	-	11,222	823	-	-
28 笛吹市御坂図書館	-	-	-	-	81,110	4,708	-	-
29 上野原市立図書館	21,832	17,418	1,418	116	71,043	2,937	3.3	120.0
甲州市(計)	29,803	36,206	25,343	284	142,188	41,437	4.8	112.6
30 甲州市立勝沼図書館	-	-	-	107	61,189	19,235	-	-
31 甲州市立塩山図書館	-	-	-	118	73,388	19,804	-	-
32 甲州市立塩山図書館分館	-	-	-	28	5,066	1,508	-	-
33 甲州市立大和図書館	-	-	-	31	2,545	890	-	-

図書館名	人口	登録者数			貸出点数 (含む視聴覚)		住民1人 あたり 貸出数 (点)	個人貸出 前年比 (%)
		個人		団体***	個人	団体		
			(内住民)					
中央市(計)	30,711	37,248	20,575	298	279,057	27,764	9.1	106.2
34 中央市立玉穂生涯学習館	-	16,123	9,104	130	150,858	15,541	-	-
35 中央市立玉穂生涯学習館豊富分館	-	840	747	56	7,021	992	-	-
36 中央市立田富図書館	-	20,285	10,724	112	121,178	11,231	-	-
市川三郷町(計)	14,869	10,304	7,504	86	62,901	14,161	4.2	114.6
37 市川三郷町立図書館	-	-	-	65	51,401	7,356	-	-
38 市川三郷町立図書館三珠分館	-	-	-	12	5,556	6,044	-	-
39 市川三郷町立図書館六郷分館	-	-	-	9	5,944	761	-	-
40 身延町立図書館	10,261	9,758	7,323	164	20,941	6,909	2.0	111.3
南部町(計)	7,016	7,060	5,872	119	45,877	13,580	6.5	107.8
41 南部町立南部図書館	-	-	-	-	37,471	11,827	-	-
42 南部町立富沢図書館	-	-	-	-	8,406	1,753	-	-
43 昭和町立図書館	21,090	36,916	14,700	108	101,620	11,329	4.8	111.6
44 忍野村立おしの図書館	9,750	6,377	5,057	54	77,917	630	8.0	110.3
45 山中湖情報創造館	5,707	13,780	685	105	30,702	637	5.4	116.7
富士河口湖町(計)	26,711	28,525	20,505	160	128,412	5,417	4.8	118.8
46 富士河口湖町生涯学習館	-	-	-	-	124,499	-	-	-
47 富士河口湖町生涯学習館大石分館	-	-	-	-	613	-	-	-
48 富士河口湖町生涯学習館河口分館	-	-	-	-	2,436	-	-	-
49 富士河口湖町生涯学習館上九一色分館	-	-	-	-	864	-	-	-
計 / 平均	783,884	641,965	427,395	3,550	3,540,253	315,287	4.5**	109.6

*甲斐市立竜王図書館は、南部公民館を含む。

**県立を含まない公立図書館の個人貸出点数の計を、奉仕人口の計で除したもの。

***団体登録数は令和4年度貸出のあった団体数。

山梨県立図書館	808,847	123,162	-	1,857	366,217	9,203	0.45	110.4
---------	---------	---------	---	-------	---------	-------	------	-------

(2) 図書館未設置自治体(公民館図書室等)

機関名	人口	登録者数			貸出点数 (含む視聴覚)		住民1人 あたり 貸出数(点)	個人貸出 前年比 (%)
		個人		団体	個人	団体		
			(内住民)					
1 富士川町民図書館	14,222	3,691	3,409	78	18,269	3,733	1.3	102.9
2 早川町教育委員会	899	-	-	-	-	-	-	-
3 道志村教育委員会	1,545	-	-	-	43	-	0.0	115.8
4 西桂町教育委員会	4,029	-	-	-	-	-	-	-
5 鳴沢村中央公民館図書室	3,103	-	-	-	1,540	-	0.5	116.8
6 小菅村中央公民館図書室	649	-	-	3	1,370	324	2.1	125.0
7 丹波山村中央公民館図書室	516	-	-	-	-	-	-	-
計	24,963	3,691	3,409	81	21,222	4,057	-	-

4 読書グループ・文庫活動・ボランティア・障害者サービス

(1) 図書館

図書館名	読書グループ・文庫	ボランティア/活動内容	障害者サービス
1 甲府	なでしこの会・甲府文庫連絡会・ききみみずきんおはなしの会・子供の本を読む会 第2グループ・聖書を読む甲斐やまばと文庫・やまねこ文庫	内田パパ/乳幼児から児童までを対象とした手遊び、絵本読み聞かせ会 なでしこの会/乳幼児から児童までを対象とした手遊び、絵本読み聞かせ会 甲府文庫連絡会/児童から大人向けに折紙教室を実施 ききみみずきんおはなしの会/乳幼児から児童までを対象とした手遊び、おはなし会	点字資料、大活字本、拡大写本の資料、拡大鏡、車椅子専用席、対面朗読室の設置、移動図書館での貸出、電子書籍サービス
2 富士吉田		このはなさくや/乳幼児から児童・大人を対象に読み聞かせの実施	ふじざくら学校お話し会、図書館見学
3 都留	貸出文庫(ファミリーサポートセンター)・貸出文庫(市立介護老人保健施設)・貸出文庫(地域コミュニティセンター等4か所)	都留市立図書館協力委員会/おはなし会(乳幼児、学童等対象)、行事開催時補助、レファレンス支援等	録音図書、字幕付映像資料、大活字本収集、貸出、資料への点字標識
4 山梨		くれよん/乳幼児、幼児を対象としたおはなし会 ぐれーぶ/乳幼児、幼児を対象としたおはなし会 ぴーち/乳幼児、幼児を対象とした英語のおはなし会(大人の方も参加可能) 図書館ブックボランティア/書架の整理、新刊帯貼り、図書修理など 英語の読書会/小学生、大人を対象とした英語の読書会	大活字本・点字本コーナーの設置・車いす1台常備
5 大月		絵本とおはなしの会ぐりとぐら/乳幼児を対象に絵本、紙芝居、エプロンシアター、手あそび、読み聞かせ(月1回) 朗読ボランティア如月の会/幼児を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせ(月1回)幼児から一般を対象に朗読会を開催(年2回) 物語と音楽の会ラコントゥール/リコーダーを中心とした生演奏をBGMに朗読会を開催(年1回) 大月の民話を語りつぐ会/市内に伝わる民話・歴史を題材にした大型紙芝居の作成及び発表会を開催(年1回)	拡大鏡付障害者(車いす用)専用机・車いす(1台)・大活字・点字・LLブックコーナー
6 韮崎		韮崎さくらの会/目の不自由な方への対面朗読サービス たんぼぼの会/乳幼児から児童を対象としたおはなし会 配架ボランティア/配架、書架整理 ももたろう7/人形劇	大活字本コーナー常設、対面朗読室と手話口述筆記室設置、代読サービスの実施
7 南ア中央	でんでんむしの会	でんでんむしの会/催し物作品作り、おはなし会 すずの会/朗読会、朗読奉仕 ぐるーぶふわふわ/パペット人形制作 ききみみずきんおはなしの会/おはなし会、クリスマス会	点字本、大活字本、デイジーの所蔵、朗読テープの作成、録音サービス、対面朗読、よむべえ、拡大読書機
8 芦安			ホームページの拡大機能
9 白根		上八田くれよんの会/おはなし会 かりんの会/おはなし会 あめんぼの会/朗読会、朗読奉仕	点字本、大活字本、障がい者施設でのおはなし会
10 八田		おはなしの会ミック!/おはなし会、おはなし会スペシャル はなみずきの会/朗読会、朗読奉仕	朗読テープ、大活字本、点字本の提供、団体貸出
11 わかくさ	おはなし会ムーミン	おはなし会ムーミン/おはなし会 はなしんぼ/朗読会、朗読奉仕	点字本、大活字本、拡大機、録音テープ
12 甲西		「ぐりとぐら」おはなしの会/おはなし会 エルマーおはなしの会/おはなし会 文の会/朗読会、朗読奉仕	点字本、大活字本、朗読テープ
13 金田一		YOMUTOMO/図書館主催の行事(いずみの杜まつり)手伝い、幼児～児童を対象としたおはなし会 おはなしウリぼう/幼児～児童を対象としたおはなし会、乳幼児を対象としたおはなし会、春・秋・冬のおはなし広場での読み聞かせ 声春/幼児～児童を対象としたおはなし会 ブックモコ/図書館に来館することができない利用者へ本の宅配 個人ボランティア/書架整理、敷地内草刈り、読み聞かせ、イベント手伝い	大活字本の収集、貸出、視覚障害者向けの朗読CDの作成、貸出、施設への団体貸出、施設でのおはなし会
14 明野		おはなしサポーターあけの/乳幼児から児童を対象とした読み聞かせ 明野図書館ファンクラブ/図書館イベントの企画・開催 やまなし子ども文化研究会/人形(昔話・民話)の作成、保育園や図書館などで人形劇を開催 ブックスタート/ブックスタートサポート しずく/朗読ボランティア	点字資料、大活字本
15 すたま		すたまおはなしの会アリス/乳幼児から高齢者を対象としたおはなし会、朗読等 あいのて/北杜市図書館事業“大人のための朗読会やまびこ”出演グループ	点字資料及び大活字本の収集、貸出
16 たかね		おはなしの会こだま/幼児から児童を対象としたおはなし会、イベント催事手伝い 個人ボランティア/乳幼児から幼児を対象としたおはなし会	点字資料、大活字本
17 ながさか		読み聞かせの会くるりくら/幼児から児童を対象にした読み聞かせ、保育園等へのボランティア活動 ハヶ岳朗読サークルほがらか/一般向け朗読会、学校や高齢者施設での読み聞かせ、朗読ボランティア 布絵本の会わたぼうし/布絵本、エプロンシアター、布パズル等の制作 おはなし会ボランティア/乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせ、わらべうたなど 書架整理・配架ボランティア/書架整理、配架 ブックスタートボランティア/ブックスタートサポート 対面朗読ボランティア/弱視の方対象の対面朗読	拡大読書器、音声朗読器、大活字本、点字資料、対面朗読、福祉施設等への出張朗読

図書館名	読書グループ・文庫	ボランティア/活動内容	障害者サービス
18	小淵沢	森のなかまたち/幼児から小学生を対象とした読み聞かせ ゆずっこの会/小学生から一般を対象とした朗読、読み聞かせ、小学校朝読書や高齢者施設で活動 本わ会/イベントの企画、運営、蔵書点検やおはなし会などへの協力 おはなしルピナス/幼児から小学生を対象とした読み聞かせなど ボランティア/ブックスタート事業への協力、読み聞かせなど	大活字本の収集・貸出、拡大鏡の貸出
19	はくしゅう	ブックスタートボランティア/図書館で行うブックスタート事業での補助 このゆびとまれお話の会/保育園でのお話会、小学校での読み聞かせ、高齢者施設での大型紙芝居・大型絵本読み聞かせ 白州手作り絵本サークル/小中学生を対象に、手作り絵本の製作を指導(夏休み中の連続講座全3回)	大活字本、点字本、さわる絵本、LLブックの収集貸出
20	むかわ	むかわ図書館桜さくらの会/自主イベントの開催、図書館イベント、蔵書点検、ブックスタートの補助 ボランティア/蔵書点検の補助	大活字本、点字本、LLブックの収集と貸出
21	竜王	えほんの会ミルク アリスの部屋/よみきかせやブックトーク、パネルシアター等での定例おはなし会や市内学校等でのおはなし会の実施 ききみずきんおはなしの会(竜王班)/ストーリーテリング等での定例おはなし会や社会福祉施設への訪問 パペットサークル風/人形劇による図書館イベントへの出演、市内保育園等での人形劇実演 ねの会/図書館定例朗読会、社会福祉施設への訪問 ポニーの会/図書館定例おはなし会へのストーリーテリング出演	市内障がい者施設への訪問(本の配送)、筆談ボードとリーディングトラッカーの設置
22	敷島	ライライの会/乳幼児から児童を対象としたおはなし会、障がい者を対象としたおはなし会 人形劇サークルうふふ/乳幼児から児童を対象としたおはなし会、人形劇	来館時のおはなし会、学校への訪問おはなし会
23	双葉	ピッピーの会/学校や児童館等でのおはなし会 みどりの風/老人福祉施設、学校(小中高)等への訪問朗読サービス、図書館主催の朗読会 ころころ/図書館イベント(乳幼児から小学生)、保育施設でのおはなし会、学校、保育園が来館した際のおはなし会 にこにこのもり/保育園・幼稚園が来館した際のおはなし会	筆談ボード、リーディングトラッカー設置
24	石和	タンタン/乳幼児を対象とした手遊び・絵本の読み聞かせ・おはなし会 はらぺこあおむし/図書館・小学校・保育所・施設などで乳幼児から児童を対象とした読み聞かせ・おはなし会 こだま/市広報誌の録音サービス、出張朗読サービス	大活字本、朗読CD所蔵、点字資料、拡大鏡、車椅子、車椅子専用席、対面朗読室、コミュニケーションボード、筆談ボード、「りんごの棚」の設置
25	一宮	おはなしの会ぐるんぼ/乳幼児から児童を対象とした手遊び・おはなし会、高齢者施設や小学校での読み聞かせ、図書館主催イベントの協力 朗読ボランティアせせらぎ/5歳児健診や小学校での読み聞かせ、図書館主催イベントの協力、朗読発表会 まんぶくでえす/保育園おはなし会、図書館主催イベントの協力	大活字本、朗読CD、拡大読書器、車椅子、車椅子専用机、対面朗読室
26	春日居	おはなしのへや もも/乳幼児を対象としたおはなし会、幼児小学生を対象としたおはなし会、小学校での読み聞かせ、図書館イベントへの協力 ばばとぐらんぼのおはなし会/幼児小学生対象のおはなし会、図書館イベントへの協力	大活字本、朗読CD所蔵、車椅子
27	八代	バムケロ/幼児から児童を対象としたおはなし会	大活字本
28	御坂	ぴよんぴよん/乳幼児を対象としたおはなし会、5歳児検診読み聞かせ、小学校読み聞かせ	大活字本・朗読CD・拡大鏡・車椅子・車椅子専用席・筆談ボード
29	上野原	たんぼぼ/幼児から児童を対象とした手遊び、おはなし会 上野原朗読の会/一般を対象とした朗読会	携帯型拡大読書器を備えた専用席の設置
30	勝沼	カムカムクラブ ティンカーベル/保育所などへの読み聞かせ、図書館イベントなどへの参加、協力 まーの・あ・まーの/県立ろう学校の先生が中心となったボランティアグループで、読書アニメーションを活用した手話による読み聞かせ	障害者用トイレ、車椅子完備、視覚障害者のための拡大機、朗読CDの貸出、リーディングトラッカー設置、筆談ボード設置
31	塩山	あじさい会・上塩後読書会 絵本くらぶ/甘草屋敷子ども図書館にて、毎月第2・4水曜日に乳幼児向けの「ちびっ子お話会」の開催、市内小学校、児童館、公民館での読み聞かせや読書授業の支援等 きしゃぼんぼ/塩山図書館にて毎月第4木曜日に乳幼児向けのお話会の開催等 おはなし父さん/子ども図書館にてお話会、イベントの協力等 図書館友の会/ブックフリーマーケットの運営	
33	大和	マジックポッケ/大和地区の保育所、小学校、図書館でのおはなし会実施	障害者用トイレ、車椅子完備、視覚障害者のための拡大機、朗読CDの貸出
34	玉穂	ブーさんの会/おはなし会の協力、大型紙芝居の作製、小学校への読み聞かせ 朗読サークルごらくとんぼ/年2回の朗読発表会、小中学校への朗読 ききみずきんおはなしの会/おはなし会の協力、保育園児へのおはなし会 すみれちゃん/おはなし会の協力 修理ボランティア/図書館資料の修理 ブックスタートボランティア/ブックスタート事業の協力	対面朗読、布絵本、大活字本、点字資料、拡大読書器、車椅子専用机
35	豊富	ひだまり/幼児、児童を対象とした手遊び、おはなし会、保育園、小学校での読み聞かせ、市内図書館まつり、クリスマス会への協力 折り紙ボランティア/展示やプレゼントの作品を作成	大活字本、点字資料
36	田富	朗読サークルみずすず/朗読発表会、児童を対象とした定例おはなし会、老人ホーム・小中学校での朗読、読み聞かせ ひよこの会/乳幼児から児童を対象とした手遊び、定例おはなし会、行事への参加、保育園・小学校での読み聞かせ こひつじの会/市内保育園での読み聞かせ、おはなし会	対面朗読、布絵本、大活字本、点字資料、拡大読書機、車椅子専用机
37	市川三郷	図書館ボランティア トトロ/定例おはなし会、図書館まつり、クリスマス会、保育所、小学校、老人施設、障がい者施設等への読み聞かせ等 まっくろくろすけ/図書館まつり、クリスマス会、各行事への協力等	大活字本・点字本・朗読テープ・点字町広報・車椅子対応カウンター・施設内に多目的トイレ
38	三珠	耳をすませば/乳幼児を対象としたおはなし会、児童を対象とした季節のおはなし会、保育所でのおはなし会、学校での読み聞かせ、図書館のクリスマスイベント参加	大活字本
39	六郷	つくしの会/小学生低学年向けおはなし会等	大活字本、点字本、広報点字版

図書館名	読書グループ・文庫	ボランティア/活動内容	障害者サービス
40 身延		ぶっくん座/保育所、小学校、各種施設での読み聞かせ、図書館イベントへの協力 千の風/朗読会の開催、学校・高齢者施設への出張朗読、図書館イベントへの協力 ひだまり/朗読会の開催、学校・高齢者施設への出張朗読、図書館イベントへの協力 古文書解説/古文書の解説	車いす用閲覧席・拡大読書器の設置・大活字資料・朗読CD・点字絵本等の資料の所蔵
41 南部		ほたるの会/読書活動、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ぐりぐらの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ティンバアの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 竹の子会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ひよこの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会	施設への配本(月1回)
42 富沢		ほたるの会/読書活動、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ぐりぐらの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ティンバアの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 竹の子会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会 ひよこの会/読書活動、乳幼児から児童(館内、保育所、幼稚園、学校、学童)、高齢者や福祉施設を対象とした手遊び、大型紙芝居、工作、人形劇のお話会	施設への配本(月1回)
43 昭和	昭和町朗読サークルふくらすずめ	読み聞かせボランティアグループぴっかり/町内児童館への出前おはなし会、毎月第3木曜日開催の0.1.2歳向けおはなし会、春のおはなし会、秋のおはなし会、クリスマスおはなし会等イベント出演 手づくり絵本の会おひさま/手づくり絵本教室講師 ききみずきんおはなしの会/大人のためのおはなし会、毎月第1土曜日開催のおはなし会、春のおはなし会、秋のおはなし会、クリスマスおはなし会等出演	さわって読む本の購入・文章読み上げ機器の貸出など
44 おしの		どんぐりとこりすの会/乳幼児と保護者向けのおはなし会、小学校でおはなし会 レインボー/乳幼児と保護者向けの英語のおはなし会	大活字本・点字資料・さわる絵本
45 山中湖		ボランティア/図書館イベント(人形劇/クリスマス会など)への協力 森のPIPPY/幼児～小学生を対象とした日本語や英語の読み聞かせ・歌など コールふじまりも/クリスマス会などでの合唱や楽器演奏など	多目的トイレ設置・車椅子
46 富士河口湖		エトワールの会/幼児から小学生を対象とした絵本の読み聞かせ(月1回)/朗読会(年4回) 芽吹き会の会/地域に伝わる民話を大型紙芝居として制作 うさぎの親子/0歳から幼児を対象とした絵本の読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等(月1回) パパス絵本プロジェクト/お父さんたちによる、幼児から小学生を対象とした絵本の読み聞かせ(月1回) 手作り布絵本エンゼル/布絵本の制作 折り紙ボランティア/指定された本を読んだ子ども、読み聞かせに参加した子どもにプレゼントする折り紙の制作、毎月の館内の飾りつけ ブックスタートボランティア/ブックスタート事業の際の乳児への読み聞かせ 業務ボランティア/受入資料の整備、書架整理	朗読会の開催(年4回)、デイジー図書の貸出(点字図書館から借受し、郵送貸出)、布絵本の制作、貸出
47 大石		大石分館読み聞かせ/分館を利用している子どもを対象に絵本の読み聞かせ、手遊び等(月1回)	
48 河口		河口分館読み聞かせ/分館を利用している子どもを対象に絵本の読み聞かせ、手遊び等(月1回)	
49 上九一色		上九一色分館読み聞かせ/分館を利用している子どもを対象に絵本の読み聞かせ、手遊び等(月1回)	

	県立	山梨県立図書館協力会/案内・書架整理、環境整備、修理・ブックコート、外国語による絵本の読み聞かせ、代読サービス等	代読サービス・障害者向け資料(点字図書、大活字図書、録音図書(DAISY)、LLブック、朗読CD、バリアフリー日本語音声ガイド字幕付きDVD、布絵本等)の提供・障害者向け機器(音声読み上げ装置、拡大読書器等、録音図書再生機等)の提供・録音図書の複製サービス(サビエ、国立国会図書館学術文献)・録音図書、図書、雑誌等の郵送・施設、設備のユニバーサルデザイン(多目的トイレ、車椅子優先席、点字・触図・音声案内板、点字ブロック、スロープ等)・筆談ボード、リーディングトラック、車椅子、ハンディウォークの設置・県内公共図書館、公民館図書室への録音図書再生機等の貸出
--	----	--	--

(2) 図書館未設置自治体(公民館図書室等)

機関名	読書グループ・文庫	ボランティア/活動内容	障害者サービス
1 富士川		朗読の会すずらん/図書館や保育所での乳幼児から児童対象のおはなし会、介護施設でのおはなし会 ぐりぐらの会/児童館での乳幼児から児童対象のおはなし会の実施、高齢者対象のおはなし会	
5 鳴沢		おはなし会/ボランティアのみなさんによる本の読みきかせ会	

5 公立図書館と学校図書館の連携

図書館名		学校図書館職員との会議・研修		連携事業名	開始年月	内容
1	甲府	年1回	講師をお招きし選書の重要性と図書館における司書のあり方等の講義を受けた。また、自殺予防について庁内の担当課の職員を講師として研修を受けた。	学校図書室とのネットワーク事業	2009年4月	リクエストによる本館図書の貸出、子どもの読書活動の推進及び総合的学習等への支援
2	富士吉田	年2回		学校図書館連携	2004年10月	団体貸出、おはなし会、プレゼントブック
3	都留	年1回	令和4年度市内各図書館の連携に関する合同研修会 講演「国語教材からの読書案内」)	都留市教育委員会、都留市立図書館連携事業	2022年7月	市立図書館と学校図書館の連携に関すること、講演会(令和4年度市内各図書館の連携に関する合同研修会 講演「国語教材からの読書案内」)
4	山梨	年2回	学校図書館司書との意見交換			
6	韮崎	適宜	図書館を使った調べる学習コンクールに関すること、団体貸出資料に関すること等	ポップコンテスト入賞作品展示、調べる学習コンクール支援	2013年11月	ポップコンテストにて選ばれた各クラス2点のポップの実物と取り上げた本の展示、調べる学習の為に学校での説明相談会の実施
7	南ア中央	年2回	連絡会議、合同研修会	①子どもの読書活動推進事業 ②市立図書館と学校との連携事業「POP展示」	①2003年4月 ②2023年2月	①第4次子どもの読書活動推進事業に基づく読書活動 ②市内小中学校の児童生徒が作成したPOP作品を中央図書館で展示
8	芦安					
9	白根					
10	八田					
11	わかくさ					
12	甲西					
13	金田一	年2回	各図書館の近況報告、要望、連携事業について(2回)	①読書マラソン ②泉小学校朝読書 ③市内中学校ブックトーク	①2011年4月 ②2013年4月 ③2014年4月	①読書マラソン冊子作成、配布 ②朝読書での読み聞かせ ③朝読書の時間を使ってのブックトーク
14	明野	年2回	現状と課題について意見交換	①読書マラソン ②朝の読み聞かせ ③ブックトーク	①2011年4月 ②2015年4月 ③2016年4月	①おすすめ本のリストの作成・配布 ②小学校の朝の読書時間に読み聞かせ ③中学校への出張ブックトーク
15	すたま	年2回	情報共有や連携事業についての討議	①読書マラソン ②出前文庫 ③手作り菜の展示 ④家読POP作品展示 ⑤家読POP作品展示	①2011年4月 ②2016年4月 ③2015年12月 ④2021年11月 ⑤2021年7月	①学校図書館と公共図書館司書共同でのおすすめ本リストの作成、展示、貸出 ②小中学校図書館へ定期的におすすめ本セットを団体貸出 ③須玉中学校生手作りの菜コンテスト作品を展示 ④須玉中学生徒の作品を展示 ⑤須玉小学校生徒の作品を展示
16	たかね	年2回	子ども読書活動における情報の共有、相互支援	①読書マラソン ②家読ポストカード ③おはなし宅急便 ④町内小中学校の図書委員が選んだおすすめ本の展示	①2011年4月 ②2014年 ③2017年10月 ④2021年7月	①公共と学校の図書館職員が選定したおすすめ本のリスト作成・配布 ②町内小中学校で集めた家読ポストカードを公共図書館で展示 ③町内小中学校へ公共図書館の本を届ける ④町内小中学校の図書委員と公共図書館職員が選んだ本を展示
17	ながさか	年2回	町内学校図書館司書(小・中・高)との情報交換、ビブリオバトル、ブックトークの話し合い	①読書マラソン ②出張ブックトーク ③ビブリオバトル	①2011年4月 ②2015年10月 ③2015年12月	①学校司書と公共図書館司書共同のおすすめ本リストの作成、配布 ②学校司書と公共図書館司書職員による小・中・高への出張ブックトーク ③長坂町内の中学生によるビブリオバトルの実施
18	小淵沢	年2回	小・中学校と公共図書館の情報交換。	①読書マラソン ②ブックトークの実施 ③朝読書	①2011年4月 ②2015年4月 ③2016年4月	①おすすめ本のリストの作成、配布 ②中学校への出張ブックトーク ③朝読書の時間に読み聞かせ
19	はくしゅう	年2回	子ども読書活動における情報共有、相互支援	①読書マラソン ②読み聞かせ ③家読ポップの掲示と関連本の展示	①2011年4月 ②2017年4月 ③2020年3月	①公共と学校の図書館職員が選定した、おすすめ本のリスト作成・配布・貸出、及びスタンプラリーの実施と菜のプレゼント ②令和2年度はコロナ禍のため未実施 白州小において休み時間に本の読み聞かせを行う ③白州中学生が作成した家読ポップをライブラリーはくしゅう館内にて、本と一緒に展示

図書館名		学校図書館職員との会議・研修		連携事業名	開始年月	内容
20	むかわ	年2回	子ども読書活動における情報の共有と相互支援	読書マラソン	2011年4月	公共と学校の図書館職員が選定した、おすすめ本のリストの作成・配布 スタンプラリーの実施と葉のプレゼント
21	竜王	年1回	異動後の顔合わせと相互貸借手続きの確認	甲斐市図書館ネットワーク事業	2008年4月	学校図書館と公共図書館をあわせた総合目録と相互貸借業務
22	敷島					
23	双葉					
24	石和					
25	一宮					団体貸出、図書館見学、学校へ出向いての読み聞かせ、レファレンス、小学校新入生への利用カード配布、職場体験等
26	春日居					
27	八代					
28	御坂					
29	上野原	年2回	情報共有、意見交換	①図書館出張お話し会 ②団体貸出	2017年5月	図書館職員が学校等に出向いて本の読み聞かせなどを行う。
30	勝沼	年3回	読書活動推進について等	①学校巡回アニメーション ②図書館利用案内 ③学校団体貸出 ④出張ビブリオバトルIN学校 ⑤児童クラブ巡回・保育園巡回	①2006年5月 ②2016年4月 ③2016年4月 ④2016年4月 ⑤2016年4月	①市内小学校へ訪問し、アニメーションを実施 ②市内中学校を訪問し、市立図書館の利用についてのオリエンテーションを実施 ③市内の小中学校へ図書の貸出 ④希望の小中学校にビブリオバトルとは？の説明とプレバトルを実施 ⑤各地区の児童クラブへ月1回の団体貸出し、及び夏休みのおはなし会/月1回程度の代替貸出し及びお話し会(不定期)
31	塩山					
32	甘草屋敷					
33	大和					
34	玉穂	年2回	新入生ブックプレゼント、卒業生ブックプレゼント、中1ブック便事業や読書調査の実施、子どもの読書に係る情報を交換	①新入生ブックプレゼント ②卒業生ブックプレゼント ③中1ブック便 ④中学生のおすすめ本紹介	①2008年4月 ②2012年4月 ③2013年4月 ④2013年4月	①小学1年生に入学式で本を1冊贈呈 ②中学3年生に卒業式で本を1冊贈呈 ③中学1年生に学級文庫として本を貸し出す ④中学生のおすすめ本と紹介文を展示
35	豊富					
36	田富					
37	市川三郷			職場体験 見学の受入		町内の小中学生の見学(5月,6月,12月) 中高生の職場体験(7月,10月,11月) の受入
38	三珠					
39	六郷					
40	身延	年1回	公共・学校図書館との連携について	身延町図書館情報ネットワーク事業	2002年	総合目録システムによる相互貸借・レファレンス対応・団体貸出等
41	南部	年4回	学校との相互貸借及び情報交換	南部町学校図書館ネットワーク	2012年4月	図書の相互貸借
42	富沢					
43	昭和	不定期 (年2回以上)	顔合わせ、情報交換等			
44	おしの	適宜	情報交換	忍野村図書館情報ネットワーク事業	1996年	学校図書館の電算化とネットワークの実施・長期貸出
45	山中湖	年4回	読書推進のため村内3校と情報創造館で発行する「友読」の編集、情報交換		①2004年 ②2004年 ③2009年 ④2009年 ⑤2016年	①新入学児童用利用カード作成、配布 ②村内中学生と行く選書ツアー ③学校図書館への長期貸出 ④在住俳優による朗読授業 ⑤「友読」の発行
46	富士河口湖	月1回	児童図書の研究会			
47	大石					
48	河口					
49	上九一色					

* 甲斐市立竜王図書館は、南部公民館を含む。

	県立	年9回	子どもの読書活動推進に携わる人々の技術向上を目的とする入門講座「子どもの読書オープンカレッジ」、及び公共図書館児童サービス担当者・学校図書館職員(司書)・図書館ボランティアを対象に、子どもの読書活動を推進する核となって活動できる人材の育成を目的とした「子どもの読書指導者養成講座」を開講。			
--	----	-----	--	--	--	--

6 ブックスタート等に関する取組

(1) 公共図書館

図書館名	ファーストブック	実施開始	ファーストブック概況	セカンドブック	実施開始	セカンドブック概況	サードブック	実施開始	サードブック概況	ヤングアダルトサービス		
										実施	担当者人数	専用コーナー
1 甲府	○	2009年4月	平成21年度より出生届(甲府市内に住居登録している市民)の提出の際に、絵本1冊を贈呈。また令和2年度より第2子以降の出生届の際には、5冊の交換用絵本の中から贈呈本を選択できる事業を開始。							-	0	○
2 富士吉田	○	2002年4月	4か月健診時に図書館スタッフが直接ブックスタートパックを贈呈	○	2009年4月	小学校入学時に本を1冊贈呈	○	2009年4月	中学校入学時に本を1冊贈呈	-	-	○
3 都留	○	2003年1月	7か月乳児健康相談対象者に図書館にて絵本や図書館利用案内等が入ったブックスタートパックを手渡し、絵本を介した親子のコミュニケーションのすすめや図書館利用の啓発、ボランティアによる読み聞かせの実演	○	2013年5月	こどもの読書週間期間中、市内小学校1年生に図書館利用啓発パック(図書館通い袋(手提げ)の中に図書館利用案内、利用者登録申込書、利用者カード、推薦図書目録、メッセージを入れたもの)を配布	○	2020年2月	こどもの読書週間期間中、市内小学校中学年の児童を対象に貸出記録を印字できる読書通帳の活用を促すサードブックセット(利用案内、申込書、通帳ケース等)を配布	○	-	○
4 山梨	○	2002年8月	3か月健診において3か月児とその保護者を対象に絵本を1冊贈呈	○	2011年4月	3歳児健診において、絵本を1冊贈呈	○	2009年10月	市内小学生1年生に小学校図書主任、学校司書、市立図書館司書が選定した20冊の中から1冊を贈呈	○	1	○
5 大月	○	2002年5月	9か月健診受診児とその保護者を対象に毎月1回実施健診終了後、事業の趣旨説明とブックスタートパック(絵本2冊、アドバイスブックレット、絵本リスト、図書館からのお知らせ等)を贈呈							○	-	○
6 韮崎	○	2002年4月	保健課と連携して実施(図書館としてはプレゼントする本の選定・購入、企画主旨や本の紹介や読み聞かせを実施)	○	2015年4月	保健課と連携して実施(図書館としてはプレゼントする本の選定・購入、企画主旨や本の紹介や読み聞かせを実施)				○	3	○
7 南ア中央	○	2003年11月	市内で誕生した赤ちゃん全員に、市の4か月健康診断の際に絵本を2冊を贈呈、おすすめの絵本リスト、図書館利用申込書、おはなし会ちらしも配布、ミニおはなし会(わらべうた、読み聞かせ)を実施、読み聞かせ等は、親にとっても楽しいひとときであり、子どもの成長にとって欠かせないものであることを伝える	○	2017年10月	読書活動を通して言葉を学び、豊かな想像力が身につくよう願いを込めて、市内の小学校1年生に本と推薦図書リストを手渡す活動を実施	○	2022年1月	児童・生徒が本への親しみや興味を持ち、心豊かに成長することを願い、読書離れが著しくなる小学校4年生から中学校3年生に おすすめの本を紹介する活動を実施。公共図書館と学校図書館の司書が小学校(4年生から6年生)向けと、中学校(1年生から3年生)向けに おすすめの本を選び、リストを作成。リストは、市立図書館のホームページからも見ることが出来る。	○	-	○
8 芦安									-	-	-	
9 白根									○	-	-	
10 八田									○	-	○	
11 わかくさ									○	-	○	
12 甲西									○	-	○	

図書館名	ファーストブック	実施開始	ファーストブック概況	セカンドブック	実施開始	セカンドブック概況	サードブック	実施開始	サードブック概況	ヤングアダルトサービス		
										実施	担当者人数	専用コーナー
13 金田一	○	2005年5月	乳幼児健診の7か月相談対象者にブックスタートパック(希望絵本1冊・おすすめ本リスト等)を郵送にてプレゼント	○	2009年9月	3歳児健診時に本の杜への招待状を渡し、おはなし会への参加を促す。	○	2010年4月	市内保育園・小学校・中学校に対し4月23日(子ども読書の日)に、図書館職員と市内学校図書館司書作成のおすすめ本リストを配布	○	0	○
14 明野										○	0	-
15 すたま										○	0	○
16 たかね										-	-	-
17 ながさか										○	0	○
18 小淵沢										-	0	-
19 はくしゅう										-	0	-
20 むかわ	-	0	-									
21 竜王	○	2003年4月	4か月児健診の際に図書館職員による事業の説明と本の配布						○	1	○	
22 敷島									○	2	○	
23 双葉									○	2	○	
24 石和	○	2017年6月	10か月児健康診査対象者に、図書館の紹介、選書の仕方、読み聞かせについて説明し絵本を贈呈						-	-	○	
25 一宮									-	-	-	
26 春日居									-	0	○	
27 八代									-	-	○	
28 御坂									-	-	○	
29 上野原	○	2003年5月	乳児の9か月健診時に読み聞かせをし絵本を贈呈						○	1	-	
30 勝沼	○	2008年4月	3か月健診にて絵本のプレゼント及びおすすめの本リストと図書館利用案内の配布、7か月健診時には絵本リストを配布、1歳健診でお話会の実施	○	2015年4月	小学1年生の入学時に図書館の利用案内やおすすめ本リストの配布			-	-	○	
31 塩山									-	0	○	
32 甘草屋									-	-	-	
33 大和									-	-	○	
34 玉穂	○	2006年4月	2000年度より旧玉穂地区で実施されていた「はじめての絵本事業」を継続、市町村合併後に名称を「ブックスタート事業」と変更し7か月健診時、職員とブックスタートボランティアで絵本4冊の読み聞かせをおこない、その中から2冊を贈呈	○	2008年4月	セカンドブックは「ブックスタート事業」のフォローアップ事業として立ち上げられ、名称は「新入生ブックプレゼント事業」市内在住の小学1年生に本を1冊贈呈	○	2012年4月	ファーストブック、セカンドブック事業をステップアップさせるための事業として立ち上げられ、名称は「卒業生ブックプレゼント事業」市内中学校の卒業時に本を1冊贈呈	○	1	○
35 豊富										-	-	-
36 田富										○	0	○
37 市川三郷	○	2009年8月	4か月の乳児健診時に6冊の絵本から2冊を選んでもらい贈呈し、絵本の内容や絵本リスト、おはなし会の情報、読み聞かせの大切さを直接伝える	○	2015年6月	3歳児健診時に3冊の中から1冊を選んでもらい贈呈、絵本の内容や絵本リスト、事業等を説明			○	2	○	
38 三珠									-	0	-	
39 六郷									-	-	-	
40 身延	○	2015年	4か月児健診時に実施。親子一組ずつ絵本の読み聞かせ後、絵本を選んでもらいバッグ・絵本リスト等と一緒に贈呈	○	2022年	3歳児健診時に実施。会場で読み聞かせ体験終了後、絵本を選んでもらいバッグ・絵本リスト等と一緒に贈呈			-	-	-	
41 南部	○	2001年4月	6か月乳幼児健診時に読み聞かせを実施、本のプレゼント及び保護者への乳幼児お話し会参加の呼びかけ						○	5	○	
42 富沢									○	1	○	
43 昭和	○	2002年4月	生後2か月の育児学級に司書が出向いて、育児における読み聞かせの意義を親に伝えるときに本を2冊贈呈	○	2018年4月	昭和町在住の小学校1年生の児童を対象に、本を1冊贈呈			-	-	-	
44 おしの	○	2002年3月	乳幼児健診(7か月)の際に図書館職員が出向き、ブックスタートの説明と読み聞かせを行い、ブックスタートパックとブックリスト、図書館利用案内を贈呈						○	-	○	

図書館名	ファーストブック	実施開始	ファーストブック概況	セカンドブック	実施開始	セカンドブック概況	サードブック	実施開始	サードブック概況	ヤングアダルトサービス		
										実施	担当者人数	専用コーナー
45 山中湖	○	2008年	山中湖村福祉健康課実施の4か月乳児健診時に職員が出向き、保護者にブックスタートの趣旨を説明、絵本や育児書の紹介後にブックスタートパックを贈呈(図書館主催のイベント(フリーマーケット等)参加料等を原資としている)							○	1	○
46 富士河口	○	2002年	月1回行われる10か月健診に司書とボランティアで出向き、親子1組1組に対して読み聞かせの大切さを伝え、読み聞かせを行う本1冊(選んでもらう)とコットンバッグと絵本リスト等を贈呈	○	2007年	1歳6か月健診の際に子育て支援課から絵本1冊を贈呈	○	2006年	3歳児健診の際に子育て支援課から絵本1冊を贈呈	○	2	○
47 大石										-	-	-
48 河口										-	-	-
49 上九一色										-	-	-
県立										○	1	○

(2) 図書館未設置自治体(公民館図書室等)

機関名	ファーストブック	実施開始	ファーストブック概況	セカンドブック	実施開始	セカンドブック概況	サードブック	実施開始	サードブック概況	ヤングアダルトサービス		
										実施	担当者人数	専用コーナー
1 富士川	○	2021年4月	7.8か月 贈呈							-	-	-
3 道志	○	2003年	住民健康課が10か月健診の際、おすすめ絵本1冊を贈呈							-	-	-
5 鳴沢	○	2003年4月	7か月健診時に図書室職員が手渡して2冊贈呈。本の予算は福祉健康課から支出。							○	1	○
6 小菅	○	2002年	住民課が乳児健診時、保健師からのメッセージをそえて、絵本2冊のセットを配布							-	-	-

7 自動車図書館

(1) 図書館

図書館名	自動車図書館			名称
	台数	ステーション(カ所)	年間貸出数(冊)	
1 甲府	1	33	18,744	なでしこ号
29 上野原	1	2	980	ライブラリー車
計	2	35	19,724	

8 電子書籍

(1) 図書館

図書館名	総数	年間購入点数	年間貸出点数	令和5年度予算(千円)
1 甲府	464	463	984	1,595
6 韮崎	530	88	592	500
計	994	551	1,576	2,095
県立	8,374	63	2,437	308

9 県内各種図書館・読書施設 (1) 図書館

図書館名	所在地		TEL	FAX	利用案内		
	E-mail				開館時間	休館日	SNS
1 甲府市立図書館	〒400-0861 甲府市城東一丁目12番33号 kyotosho@city.kofu.lg.jp	055-235-1427	055-227-6766	火~金 土・日・祝日	10:00~19:00 10:00~17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間 臨時休館日	facebook
2 富士吉田市立図書館	〒403-0013 富士吉田市緑ヶ丘2丁目5-23 toshokan@city.fujiyoshida.lg.jp	0555-22-0706	0555-24-4831	水・金・土・日・祝日 火・木	9:30~18:00 9:30~19:00	月曜日 月末平日 年末年始 特別整理期間 臨時休館日	X(旧twitter) facebook youtube instagram
3 都留市立図書館	〒402-0052 都留市中央三丁目8番1号 toshokan@lib.city.tsuru.yamanashi.jp	0554-43-1324	0554-43-1322	火・木 (R5.8.1~) 水・金・土・日・祝日	9:30~19:00 9:30~17:00	特別整理期間 月曜日 月末平日 祝祭日 年末年始	
4 山梨市立図書館	〒405-0031 山梨市万力1830 lib@city.yamanashi.lg.jp	0553-22-9600	0553-23-3506	火~金、土・日・祝	9:00~19:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間	X(旧twitter) youtube
5 大月市立図書館	〒401-0011 大月市駒橋1-5-1	0554-22-4815	0554-22-4816	火~金 土・日・祝日	9:00~19:00 9:00~17:00	月曜日 祝日の翌日(日、土、休日除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間	
6 韮崎市立大村記念図書館	〒407-0015 韮崎市若宮1-2-50 contact@nirasaki-library.jp	0551-22-4946	0551-22-4950	火~金 土・日・祝日・夏休み期間平日	10:00~20:00 9:00~20:00	月曜日 月末平日 年末年始 特別整理期間 その他	X(旧twitter) instagram
7 南アルプス市立中央図書館	〒400-0306 南アルプス市小笠原1060-1	055-280-3300	055-284-7101	月~金 土・日・祝日	9:30~19:00 9:30~17:00	祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間 臨時休館日	
8 南アルプス市立中央図書館芦安分館	〒400-0241 南アルプス市芦安倉518	055-282-7285	-	火・金	13:00~17:00	祝祭日 年末年始	
9 南アルプス市立白根桃源図書館	〒400-0222 南アルプス市飯野2804-1	055-284-6010	055-282-3914	火~金 土・日・祝	9:30~18:00 9:30~17:00	月曜日 祝祭日(土、日、5/5除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間	X(旧twitter)
10 南アルプス市立八田農業情報関連図書館	〒400-0204 南アルプス市榎原800	055-285-5010	055-285-4912	火~金 土・日・祝	9:30~18:00 9:30~17:00	月曜日 祝祭日(土、日、5/5除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間	facebook
11 南アルプス市立わかさ図書館	〒400-0337 南アルプス市寺部725-1	055-283-1501	055-283-8312	火~金 土・日・祝	9:30~18:00 9:30~17:00	月曜日 祝祭日(土、日、5/5除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間 2/11(十日市祭典)	
12 南アルプス市立甲西図書館	〒400-0403 南アルプス市鮎沢1212	055-282-7291	055-282-7296	火~金 土・日・祝	9:30~18:00 9:30~17:00	月曜日 祝祭日(土、日、5/5除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間	
13 北杜市金田一春彦記念図書館	〒409-1502 北杜市大泉町谷戸3000 chuo@lib.city-hokuto.ed.jp	0551-38-1211	0551-38-1126	火~日・祝日 7月第3月曜日~8月31日	10:00~19:00 9:00~19:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
14 北杜市明野図書館	〒408-0204 北杜市明野町上手5602 chuo@lib-city-hokuto.ed.jp	0551-25-3285	0551-25-3286	月~土	10:00~18:00	日曜日 祝祭日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
15 北杜市すたま森の図書館	〒408-0112 北杜市須玉町若神子521-17 chuo@lib.city-hokuto.ed.jp	0551-20-6112	0551-20-6050	火~日・祝日	10:00~18:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
16 北杜市たかね図書館	〒408-0002 北杜市高根町村山北割3315 chuo@lib-hokuto.ed.jp	0551-47-4784	0551-47-4784	火~日・祝日	10:00~18:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	X(旧twitter)
17 北杜市ながさか図書館	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2575-19 chuo@lib.city-hokuto.ed.jp	0551-32-8228	0551-32-8226	火~日・祝日 7月第3月曜日~8月31日	10:00~19:00 9:00~19:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	facebook
18 北杜市小淵沢図書館	〒408-0044 北杜市小淵沢町7711 chuo@lib.city-hokuto.ed.jp	0551-42-1203	0551-36-2285	月~金・日・祝日	10:00~18:00	土曜日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
19 北杜市ライブラリーはくしゅう	〒408-0315 北杜市白州町白須312 chuo@lib-hokuto.ed.jp	0551-35-5070	0551-20-4550	火~日・祝日	10:00~18:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
20 北杜市むかわ図書館	〒408-0302 北杜市武川町牧原1243 chuo@lib.cty-hokuto.ed.jp	0551-20-3019	0551-20-3020	月~土	10:00~18:00	日曜日 祝祭日 月末平日(7月除く) 年末年始 特別整理期間	
21 甲斐市立竜王図書館	〒400-0115 甲斐市篠原2610-12 r-library@city.kai.yamanashi.jp	055-278-0811	055-278-0814	月~木 土・日・祝 夏休中(月~木)	9:30~19:00 9:30~18:00 9:00~19:00	金曜日 月末平日 年末年始 特別整理期間 月除く祝日	
22 甲斐市立敷島図書館	〒400-0123 甲斐市島上条1020 s-library@city.kai.yamanashi.jp	055-277-9955	055-277-9981	火~金 土・日・祝日 夏休中(火~金)	10:00~19:00 9:00~17:00 9:00~19:00	月曜日 祝祭日(水、金、土、日除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間	

図書館名	所在地		TEL	FAX	利用案内			
	E-mail				開館時間		休館日	SNS
23	甲斐市立双葉図書館	〒400-0105 甲斐市下今井230 f-library@city.kai.yamanashi.jp	0551-20-3669	0551-20-3689	火～金 土・日・祝日 夏休中(火～金)	10:00～19:00 9:00～17:00 9:00～19:00	月曜日 祝祭日(火、木除く) 月末平日 年末年始 特別整理期間 臨時休館日	
24	笛吹市石和図書館	〒406-0035 笛吹市石和町広瀬626-1	055-262-5959	055-262-5967	火～金 土・日・祝	10:00～21:00 9:00～17:00	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日。) 年末年始 システム等点検日 特別整理期間 月末平日	
25	笛吹市一宮図書館	〒405-0073 笛吹市一宮町末木921-1	0553-47-5220	0553-47-7117	火・木 水・金・土・日	9:30～19:00 9:30～17:00	月曜日 祝祭日(5/4、5/5、11/3除く) 月末平日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間 笛吹市桃の里マラソン大会 甲斐いちのみや大文字焼き祭	
26	笛吹市春日居ふるさと図書館	〒406-0013 笛吹市春日居町寺本155-1	0553-26-2283	0553-26-5005	火～金 土・日・祝	10:00～19:00 10:00～17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間	
27	笛吹市八代図書館	〒406-0822 笛吹市八代町南527	055-265-2113	-	火～日	10:00～17:00	月曜日 祝祭日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間 月末平日	
28	笛吹市御坂図書館	〒406-0804 笛吹市御坂町夏目原744	055-263-0363	055-263-1203	月・火・木・金 土・日・祝	10:00～18:00 9:00～17:00	水曜日 月末平日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間	
29	上野原市立図書館	〒409-0112 上野原市上野原3531 ulinden@library.city.uenohara.yamanashi.jp	0554-63-5241	0554-63-5242	水・金～日 火・木	9:30～17:00 9:30～19:00	月曜日 祝祭日(11/3除く) 月末平日(月末金のみ) 年末年始 特別整理期間	
30	甲州市立勝沼図書館	〒409-1313 甲州市勝沼町下岩崎1034-1	0553-44-3746	0553-44-3811	火～金 土・日・祝日	10:00～19:00 10:00～17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間	
31	甲州市立塩山図書館	〒404-0045 甲州市塩山上塩後240	0553-32-1505	0553-32-3391	月・水・木・金 土・日・祝日	10:00～19:00 10:00～17:00	火曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間	facebook youtube
32	甲州市立塩山図書館分館(甘草屋敷子ども図書館)	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1651-7	0553-33-5926	-	月・水～日	9:30～16:00	火曜日 月末平日 祝日の翌日 特別整理期間 主屋の休館日に準ずる	
33	甲州市立大和図書館	〒409-1203 甲州市大和町初鹿野1693-1	0553-48-2921	0553-48-2900	火～日	10:00～17:00	月曜日 祝祭日 月末平日 年末年始 特別整理期間	
34	中央市立玉穂生涯学習館	〒409-3821 中央市下河東1-1	055-230-7300	055-230-7301	火・木 水・金・土・日	10:00～19:00 10:00～17:00	月曜日 祝祭日(5/5、11/3除く) 月末平日(月除く) 年末年始 システム等点検日 特別整理期間	
35	中央市立玉穂生涯学習館豊富分館	〒400-1594 中央市大鳥居3866	055-269-4011	055-269-4012	月～木、土・日	10:00～13:00 14:00～17:00	金曜日 特別整理期間 職員研修日 月末平日 年末年始 祝祭日(5/5、11/3除く)	
36	中央市立田富図書館	〒409-3844 中央市臼井阿原240-1	055-274-3311	055-274-3313	火・木・土・日 水・金	10:00～17:00 10:00～19:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間 職員研修日	
37	市川三郷町立図書館	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門1437-1	055-272-8888	055-272-5644	火～金 土・日・祝	9:30～19:00 9:30～17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間	
38	市川三郷町立図書館三珠分館	〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野2717	055-272-1204	055-272-1204	火～土	9:00～17:00	月曜日 日曜日 祝祭日 月末平日 年末年始 特別整理期間	
39	市川三郷町立図書館六郷分館	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間2920-1	0556-32-2002	0556-42-8003	火～金 土・日	12:00～19:00 9:00～17:00	月曜日 祝祭日 年末年始 特別整理期間 月末平日	
40	身延町立図書館	〒409-2523 南巨摩郡身延町波木井407 toshokan@town.minobu.lg.jp	0556-62-2141	0556-62-3343	火・水・土・日・祝日 木・金	9:30～17:00 9:30～19:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 月末平日 年末年始 特別整理期間	X(旧Twitter)
41	南部町立南部図書館	〒409-2213 南巨摩郡南部町大和360番地	0556-62-9292	0556-62-9293	火・水・金・土・日・祝日 木	9:30～17:00 9:30～19:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間 臨時休館日 職員研修日	
42	南部町立富沢図書館	〒409-2102 南巨摩郡南部町福土2700-18	0556-66-3278	0556-66-3278	火～日・祝日	9:30～17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 システム等点検日 特別整理期間	
	富士川町立図書館*	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1 web@fujikawa-township-lib.jp	0556-22-7212	0556-22-5516	火～金 土・日・祝	9:30～19:00 9:30～17:00	月曜日 祝日の翌日 月末平日 年末年始 特別整理期間	instagram
43	昭和町立図書館	〒400-3864 中巨摩郡昭和町押越575	055-275-7860	055-275-7870	火～金 土・日	10:00～19:00 10:00～17:00	月曜日 祝祭日 月末平日 年末年始(12月28日～1月4日) 特別整理期間(5月末～6月中旬にかけての約10日間) 臨時休館日(10月スポーツの日の前日の日曜日(ふるさとふれあい祭り)、11月26日(山梨県地震防災訓練))	
44	忍野村立おしの図書館	〒401-0511 南都留郡忍野村忍草1423-1	0555-84-7300	0555-84-7301	火・木・金 土・日	10:00～19:00 9:00～17:00	月曜日 祝祭日 月末平日 年末年始 特別整理期間	

図書館名	所在地		TEL	FAX	利用案内			
	E-mail				開館時間	休館日	SNS	
45	山中湖情報創造館	〒401-0502 南都留郡山中湖村平野506-296 info@lib-yamanakako.jp	0555-20-2727	0555-62-4000	4月~11月 12月~3月	9:30~21:00 9:30~19:00	月末平日(1日/月) 年末年始(3日間) 特別整理期間(5日間)	X(旧twitter) facebook youtube instagram
46	富士河口湖町生涯学習館	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津1754 library@fujikawaguchiko.ed.jp	0555-73-1212	0555-73-1358	火~金 土・日	9:30~19:00 9:00~17:00	月曜日 祝祭日 月末平日(月曜日を除く) 年末年始 特別整理期間 臨時休館日	facebook
47	富士河口湖町生涯学習館大石分館	〒401-0305 南都留郡富士河口湖町大石72	0555-76-7702	0555-76-7713	火・木	15:00~18:00	月曜日 水曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝祭日 年末年始 特別整理期間	facebook
48	富士河口湖町生涯学習館河口分館	〒401-0304 南都留郡富士河口湖町河口6-1	0555-76-7302	0555-76-7340	火・木	15:00~18:00	月曜日 水曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝祭日 年末年始 特別整理期間	facebook
49	富士河口湖町生涯学習館上九一色分館	〒401-0338 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1219-1	0555-89-2511	0555-89-2512	月~金	9:00~17:00	土曜日 日曜日 祝祭日 年末年始 特別整理期間	facebook

*富士川町民図書館は、令和5年2月末を持って閉館。掲載データは令和5年7月15日に開館した富士川町立図書館のデータ。

	山梨県立図書館	〒400-0024 甲府市北口2丁目8番1号 ken-tosho@lib.pref.yamanashi.jp	055-255-1040	055-255-1042	火~金 土・日・月 交流エリア	9:00~20:00 9:00~19:00 9:00~21:00	閲覧エリア：月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始、特別整理期間 交流エリア：年末年始等	X(旧twitter) facebook
--	---------	--	--------------	--------------	-----------------------	--	---	-------------------------

(2) 図書館未設置自治体(公民館図書室等)

機関名	面積(m ²)	所在地	併設施設名	TEL	FAX	利用案内		
						開館時間	休館日	SNS
2		南巨摩郡早川町保509	-	0556-45-2547	0556-20-5001			
3	27	南都留郡道志村8990-1	水源の郷やまゆりセンター	0554-52-1020	0554-52-1022	施設開館日	8:30~17:15	年末年始 臨時休館日
4		南都留郡西桂町下暮地937-4	-	0555-25-2941	0555-25-3310			
5	103	南都留郡鳴沢村1451-21	老人福祉センター	0555-85-3300	0555-85-3300	月~金	9:00~22:00	土曜日 日曜日 祝祭日 年末年始
6	162	北都留郡小菅村4581	小菅村中央公民館	0428-87-0453	0428-87-0453	月・火・木・金・土	9:30~17:30	水曜日 日曜日 祝祭日 年末年始 臨時休館日
7		北都留郡丹波山村890	丹波山村中央公民館	0428-88-0211	0428-88-0207	施設開館日	9:00~17:00	年末年始

*令和5年4月1日現在

(3) 大学・専門学校図書館

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	学校関係者以外の利用	開館時間	その他
			休館日	
山梨大学附属図書館 https://lib.yamanashi.ac.jp serv@yamanashi.ac.jp	〒400-8510 甲府市武田4-4-37 TEL:055-220-8066 FAX:055-220-8793	可 本館備え付け資料の利用を目的とする者のみ。貸出は18歳以上、3冊14日間。初回時に「運転免許証」等住所・氏名を確認できるものを持参し、館外貸出登録(平日9:00~17:00)が必要。相互貸借不可。	8:45~21:00 月~金 (休業期間中は~17:00) 13:00~17:00 土・日(休業期間中は休館) 国民の祝日および振替休日・各季休業期間中の土曜日・日曜日・開学記念日(10/1)・年末年始(12/27~翌年1/4)・夏季休業期8月中の3日間・臨時休館日(ホームページで通知)	◆学校関係者以外の利用について(補足) 感染症防止のため利用を制限することがあります。随時ホームページに掲載しますのでご確認ください。 ◆コピーサービス (1枚10~60円)
山梨大学附属図書館 医学分館 https://lib.yamanashi.ac.jp/igaku/ servmed@yamanashi.ac.jp	〒409-3898 中央市下河東1110 TEL:055-273-9357 FAX:055-273-6164	不可 分館備え付け資料の利用を目的とする者のみ。貸出は18歳以上、3冊7日間。初回時に「運転免許証」等住所・氏名を確認できるものを持参し、館外貸出登録(平日9:00~17:00)が必要。相互貸借不可。	9:00~20:00 月~金 (週の最初の開館日は10:00開館) 9:00~13:00 土 日曜日・国民の祝日及び振替休日・開学記念日(10/1)・年末年始(12/27~1/4)・臨時休館日(ホームページ等で通知)	◆学校関係者以外の利用について(補足) 感染症防止のため利用を制限することがあります。随時ホームページに掲載しますのでご確認ください。
都留文科大学附属図書館 https://www.tsuru.ac.jp/site/library/ library@tsuru.ac.jp	〒402-8555 都留市田原3-8-1 TEL:0554-43-4341 内線261(総合カウンター) FAX:0554-43-9844	可 貸出は県内在住・在勤・在学者で中学生以上。インターネット端末使用に際しては、身分証明書あるいは都留市立図書館のライブラリーカードを持参。貸出、一般図書のみ5冊14日間。相互貸借は、他大学・他機関に10冊30日間、都留市立図書館に最大30冊30日間。	9:00~21:00 授業期:月~金(休業期~17:00) 9:00~21:00 授業期:土・日(休業期:休館) ※期末試験期間・卒業論文提出期間は、祝日を閉館(開館時間は土日に準拠)詳細は図書館HP開館カレンダーを参照 大学休業期の土曜日・日曜日・祝日(但し上記※期間は開館)・12/29~1/3・館長が特に認めた日	◆コピーサービス (1枚10円)著作権法第31条に定められた館内資料のみ ◆レファレンスカウンターでの参考調査・相談・他機関紹介 ◆教育研究目的の学習室利用(使用料金徴収あり) ◆マイクロ資料利用 ◆インターネット検索利用等 ◆国立国会図書館デジタル化資料送信サービス
山梨県立大学飯田図書館 https://www.yamanashi-ken.ac.jp/iidalib@yamanashi-ken.ac.jp	〒400-0035 甲府市飯田5-11-1 TEL:055-224-5340 FAX:055-224-5379	可 山梨県在住及び通勤、通学者で16歳以上、住所・氏名等の確認ができるもの持参。貸出、3冊15日間。相互貸借不可。	9:00~21:30 月~金 (学外者の利用は9:00~19:00) 9:00~17:00 夏季・春季休業期間 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・蔵書点検および資料整理期間等	◆コピーサービス モノクロ1枚10円 職員代行:モノクロ1枚35円、カラー1枚100円
山梨県立大学看護図書館 https://www.yamanashi-ken.ac.jp/toshokan@yamanashi-ken.ac.jp	〒400-0062 甲府市池田1-6-1 TEL:055-253-9429 FAX:055-253-7691	可 山梨県在住の看護有資格者、保健・医療・福祉の業務に携わる者。①運転免許証等住所が確認できるもの、②看護協会会員証・保険証等利用条件に該当することが確認できるものの2点を持参。貸出、3冊15日間。	9:00~22:30 月~金 9:00~17:00 土 9:00~17:00 夏季・春季休業期間 日曜日・祝日・年末年始・蔵書点検および資料整理期間等	◆コピーサービス (1枚10円 カラー40円、職員代行:1枚35円 カラー100円)
大月市立大月短期大学 図書館 http://www.ohtsuki.ac.jp/college/facilities/library	〒401-0012 大月市御太刀1-16-2 TEL:0554-22-5611 FAX:0554-22-5613	可 館長の許可を得た者及び所属機関の図書館(室)の紹介状を持参している者。どちらも身分証明書持参。貸出・相互貸借不可。	9:00~18:30 月~金 (試験期間中は19:00まで・長期休暇中は17:00まで) 土曜日・日曜日・祝日・創立記念日(5/15)・年末年始(12/28~1/4)・館長が認めた日	◆コピーサービス (1枚10円) ◆相互協力による文献複写 (1枚20円)

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	学校関係者以外の利用	開館時間	その他
			休館日	
山梨学院大学総合図書館 https://www.ygu.ac.jp/lib/yulius@c2c.ac.jp	〒400-8575 甲府市酒折2-4-5 TEL:055-224-1250 FAX:055-224-1386	可 本学を卒業された方(校友)、山梨県内に居住または勤務する18歳以上(系列校以外の高校生は不可)。貸出、3冊14日間。	9:00~20:00 平日(月~金):授業期間 9:00~17:00 (授業休止期間) 9:30~16:30 土・日(定期試験期間中)・夏期休暇中 日曜日(定期試験期間中は除く)・国民の祝日・夏季、冬季、春季休暇中の一定期間・年末年始・蔵書点検期間等	◆コピーサービス (白黒1枚10円 カラー1枚50円) ◆レファレンスサービス
帝京科学大学附属図書館 東京西図書館 https://www.ntu.ac.jp/research/library/library@ntu.ac.jp	〒409-0193 上野原市八ツ沢2525 TEL:0554-63-6914 FAX:0554-63-4432	可 当館所蔵資料の利用を目的とされる方に限る。貸出、5冊2週間(中学生以下不可)。相互貸借、5冊4週間。	9:20~20:00 月~金 9:20~12:30 土 日曜日・祝祭日・開学記念日(6/29)・年末年始・入学試験日・蔵書点検	◆コピーサービス (白黒1枚10円、カラー1枚30円)
山梨英和大学附属図書館 https://www.yamanashi-eiwa.ac.jp/guide/campus/library@yamanashi-eiwa.ac.jp	〒400-8555 甲府市横根町888 TEL:055-223-6030 FAX:055-223-6035	可 山梨県に居住又は勤務する16歳以上の方、身分証明書持参。貸出、3冊14日間。相互貸借、3冊14日間。	9:00~20:00 月~金(夏季休業期間・学年末定試験終了翌日~当該年度末・新年度授業開始日前日は9:00~17:00) 9:00~17:00 土(夏季休業期間・学年末定試験終了翌日~当該年度末・新年度授業開始日前日は閉館) 日曜日・国民の祝日および振替休日・クリスマス休日(12/25)・年末年始(12/28~1/4)・夏季一斉休業期間・学年末定試験終了翌日~当該年度末までの期間の土曜日	◆コピーサービス (1枚10円) ◆相互協力による文献複写 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、実際の開館時間などが異なる場合がございます。
身延山大学附属図書館 https://www.min.ac.jp/library/lib@min.ac.jp	〒409-2597 南巨摩郡身延町身延3567 TEL:0556-62-9507 FAX:0556-62-9507	可 18歳以上の山梨・静岡県民、在勤者、身延山学園同窓生、大学コンソーシアムやまなし加盟校の教職員・学生。紹介状または身分証明書持参。上記以外は相互貸借対応。貸出・相互貸借、3冊30日間。	8:45~17:15 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日・学校指定の休日	◆コピーサービス (1枚10円) ◆データベースの利用 ◆レファレンス ◆所蔵古典籍の閲覧
帝京学園短期大学 https://teikyo-gjc.ac.jp/library@teikyo-gjc.ac.jp	〒405-0018 山梨市上神内川1150-1 TEL:0553-23-1240 FAX:0553-23-2101	可 学術にかかわる学習又は調査・研究を目的とする18歳以上、館長が許可した者。貸出、3冊14日間。相互貸借問い合わせがあれば応相談。	9:30~17:00 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日・創立記念日(4/26)・長期休暇中の定める日、館長が認めた日	◆コピーサービス (白黒1枚10円)
健康科学大学附属図書館 https://www.kenkoudai.ac.jp/library/library@kenkoudai.ac.jp	〒401-0380 南都留郡富士河口湖町小立7187 TEL:0555-83-5216 FAX:-	可 学習・研究のため図書館の利用を希望する者。要事前連絡、所属機関の紹介状及び身分証明書持参。20歳以上。貸出、2冊14日間。相互貸借、2冊30日間。	9:00~18:00 月~金(貸出は17:50まで、学外者利用受付は17:30まで) 土曜・日曜・祝祭日・その他図書館で定めた日	◆コピーサービス (1枚10円) ◆Twitterによる情報発信 @hus_library223
健康科学大学附属看護学部図書室 https://www.kenkoudai.ac.jp/library/hsu_nlibrary@kenkoudai.ac.jp	〒402-8580 都留市四日市場909-2 TEL:0554-46-6608 FAX:-	可 学習・研究のため図書館の利用を希望する者。要事前連絡、所属機関の紹介状及び身分証明書持参。18歳以上。資料の貸出は不可。	9:00~18:00 月~金(貸出は17:45まで、学外者利用受付は17:30まで) 土曜・日曜・祝祭日・その他図書館で定めた日	◆コピーサービス (1枚10円) ◆Twitterによる情報発信 @hsu_nlibrary

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	学校関係者以外の利用	開館時間		その他
			休館日		
山梨県立宝石美術専門学校 https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/houseki@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-0031 甲府市丸の内1-16-20 ココリ内 TEL:055-232-6671 FAX:055-233-6357	不可 本校を卒業した者・校長が認められた者のみ利用可。貸出、3冊7日間。相互貸借不可。	9:00~17:00 月~金	土曜日・日曜日・祝日・長期休業期間・学校創立記念日	-
山梨県立産業技術短期大学校 https://www.yitjc.ac.jp/	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1308 TEL:0553-32-5200 FAX:0553-32-5203	不可 本校学生及び職員のみ	8:30~17:15 月~金	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始	-
共立高等看護学院 http://www.yamanashi-min.jp/krkk/kyoritsu-koukan@yamanashi-min.jp	〒400-0035 甲府市飯田3-1-35 TEL:055-228-7325 FAX:055-228-7125	不可	8:50~20:00 月~金 8:50~13:00 土	日曜日・祭日・年末年始・第4土曜日 他	-
帝京山梨看護専門学校 図書室 https://teikan-library.opac.jp/opac/top teikan00@teikyo-u.ac.jp	〒400-0024 甲府市北口2-15-4 TEL:055-251-4441 FAX:055-251-4316	不可 卒業生・校長が認められた者のみ利用可。貸出・相互貸借不可。	8:30~17:50 月~金 8:30~12:20 土(指定日) 8:30~16:50 季節休業期間	日曜日・祝日・学校創立記念日(6/29)・蔵書点検期間・年末年始・その他校長が指定した日	-
富士吉田市立看護専門学校 https://www.fymns.ac.jp kansen@city.fujiyoshida.lg.jp	〒403-0005 富士吉田市上吉田5606-18 TEL:0555-24-8787 FAX:0555-24-4070	可 本校卒業生・県内医療関係従事者。貸出・相互貸借不可。	8:30~18:05 月~金	土曜日・日曜日・祝日・創立記念日(4/17)・年末年始(12/29~1/3)・蔵書点検期間等	◆コピーサービス (白黒1枚10円、カラー1枚50円) ◆医中誌検索
甲府市立甲府商科専門学校 http://www.kcc.ac.jp/kofusyoka@city.kofu.lg.jp	〒400-0054 甲府市西下条町1020 TEL:055-243-0511 FAX:055-243-0512	不可	-	-	-
専門学校山梨県立農業大学校 https://www.pref.yamanashi.jp/noudai/noudai@pref.yamanashi.lg.jp	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条3251 TEL:0551-32-2269 FAX:0551-32-2034	不可 学生・訓練生のみ利用及び貸出可	8:30~17:15 月~金	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)	-
学校法人看護学園甲府看護専門学校図書館 http://www.kofu-kango.ac.jp	〒400-0026 甲府市塩部3-1-4 TEL:055-254-3300 FAX:055-254-3675	不可 卒業生は可	9:00~18:00 月~木 9:00~19:00 金(3・4・12月を除く) 9:00~17:00 土(1・2月の指定日) 9:00~17:00 夏季・冬季・春季休業期間	土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日(10/26)・年末年始・その他臨時休館あり	-

* 令和5年4月1日現在

(4) 研究機関・専門図書館

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	関係者以外の利用	開館時間	その他
			休館日	
山梨県立文学館閲覧室 https://www.bungakukan.pref.yamanashi.jp/bungakukan_ymns@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-0065 甲府市貢川1-5-35 TEL:055-235-8080 FAX:055-226-9032	可 貸出・相互貸借不可。 閉架資料の閲覧には閲覧カード (利用登録)が必要。	9:00~19:00 火~金 9:00~18:00 土日祝日 月曜日(祝日の場合はその翌日)・年 末年始・祝日の翌日(日曜日を除 く)、その他臨時開館・休館あり	◆コピーサービス (白黒のみ1枚10円) ◆レファレンス ◆画像検索システムの 閲覧 ◆研究室利用(有料)
山梨県富士山科学研究 所環境情報センター https://www.mfri.pref.yamanashi.jp/jouhou@mfri.pref.yamanashi.jp	〒403-0005 富士吉田市上吉田字剣 丸尾5597-1 TEL:0555-72-6202 FAX:0555-72-6183	可 貸出(県内に在住・在勤に限る)、 5冊15日間。相互貸借、30冊30 日間。	9:00~17:00(最終入室:16:30) 12/29~1/3とこれに連続する土日 (年末年始)・蔵書点検期間・電気 点検等に伴う臨時休館	◆団体貸出(県内の学 校・環境保全団体対 象) ◆コピーサービス(貸 出不可の資料のみ実 施)
山梨県県民情報セン ター https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-jho/index.html	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1408 FAX:055-223-1409	可 貸出の場合、住所・氏名を確認で きるものを持参。貸出、8日間。 相互貸借不可。	9:00~16:00 月~金 土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3)	◆コピーサービス (白黒1枚10円、カ ラー1枚40円)
山梨県総合教育セン ター http://www.ypec.ed.jp/htdocs/lib-ce@kai.ed.jp	〒406-0801 笛吹市御坂町成田 1456 TEL:055-262- 5571(代) 055-262-6180(直) FAX:055-262-8731	不可 山梨県内の小学校・中学校・高等 学校・特別支援学校に所属する職 員。利用に際しては、プラムメー ルアドレスか県内市町村組合教育 委員会から貸与されたメールアドレス、 又は学校代表メールアドレスが 必要。貸出は本センターが所 有・保管する図書のうち学校教育 の教科・領域等の指導・研究に関 する図書のみ。5冊15日間。相互 貸借不可。	10:00~16:00 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年 始・蔵書点検期間	-
山梨県産業技術セン ター https://www.pref.yamanashi.jp/yitc/yitc-cap@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-0055 甲府市大津町2094 TEL:055-243-6111 FAX:055-243-6110	可 県内企業、大学に勤務する者、学 生及び所長が認める者。貸出、5 冊7日間。相互貸借不可。	8:30~17:15 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日	-
山梨県議会図書室 https://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-237-1111 (内8638) FAX:055-223-1817	可 議員の利用を妨げない限度におい て利用可。貸出・相互貸借不可。	8:30~17:15 月~金 土曜日・日曜日・国民の祝日に関す る法律に規定する休日・年末年始 (12/29~1/3)	-
富士山ライブラリー https://www.fujisan-whc.jp/guide/library.html info@fujisan-y.jp	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町 船津6663-1 (山梨県立富士山世界 遺産センター南館内) TEL:0555-72-2314 FAX:0555-72-2337	可 センター南館利用者(入場無 料)。センター北館では、要申 請。貸出・相互貸借不可。飲食不 可。	9:00~17:00 (7月~8月 8:30~18:00) (12月~2月 9:00~16:30) 第4火曜日	◆コピーサービス (白黒1枚10円、カ ラー1枚50円) ◆レファレンス・サー ビス (9:00~16:00)

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	関係者以外の利用	開館時間		その他
			休館日		
山梨県立美術館図書室 https://www.art-museum.pref.yamanashi.jp/ bijutsukan@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-0065 甲府市貢川1-4-27 TEL:055-228-3322 FAX:055-228-3324	可 貸出・相互貸借不可。	9:00～17:00 火～日	月曜日（祝日の場合はその翌日）・ 祝日の翌日（日曜の場合は開館）・ 年末年始(R5年度:12/25～1/1)・その他臨時開館・休館あり	◆コピーサービス (白黒のみ1枚10円)
山梨県立考古博物館 https://www.pref.yamanashi.jp/kouko-hak/	〒400-1508 甲府市下曾根町923 TEL:055-266-3881 FAX:055-266-3882	不可 利用には申請書（特に書式は定めていない）が必要。貸出、相互貸借不可。	-	月曜（祝日の場合は翌日）	-
山梨県埋蔵文化財センター https://www.pref.yamanashi.jp/maizou-bnk/index.html maizou-bnk@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-1508 甲府市下曾根町923 TEL:055-266-3016 FAX:055-266-3882	不可 利用には申請書（特に書式は定めていない）が必要。貸出、相互貸借不可。	8:30～16:00 月～金	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始	-
山梨県立博物館 http://www.museum.pref.yamanashi.jp/ kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp	〒406-0801 笛吹市御坂町成田1501-1 TEL:055-261-2631 FAX:055-261-2632	可 貸出、相互貸借不可。	9:00～17:00 月・水～日	火曜日（祝日の場合は開館、翌日休）、祝日の翌日（土曜日が祝日の場合の日曜日は開館）、12/29～1/1、そのほか臨時休館・臨時開館あり	◆コピーサービス (1枚10円) ◆レファレンス・サービス ◆所蔵資料検索 ◆古文書・古記録の閲覧
山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ総合」 https://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php (山梨県) https://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicssogo.html (指定管理者) danjo-c@yamanashi-bunka.or.jp	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2 TEL:055-235-4171 FAX:055-235-1077	可 貸出、3冊14日間。相互貸借不可。	9:00～17:00 月～日（夜、催し物がある場合は21:00）	第2、第4月曜日（祝日の場合翌日）・12/29～1/3	◆コピーサービス (1枚10円)
山梨県森林総合研究所 https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/index.html shinsouken@pref.yamanashi.lg.jp	〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1 TEL:0556-22-8001 FAX:0556-22-8002	不可	-	-	-
山梨県果樹試験場 https://www.pref.yamanashi.jp/kajushiken/103_001.html	〒405-0043 山梨市江曾原1204 TEL:0553-22-1921 FAX:0553-23-3814	不可	-	-	-

施設名/URL /E-MAIL	所在地 TEL / FAX	関係者以外の利用	開館時間	その他
			休館日	
山梨県水産技術センター	〒400-0121 甲斐市牛匂497 TEL:055-277-4758 FAX:055-277-3049	不可	-	-
山梨県畜産酪農技術センター https://www.pref.yamanashi.jp/chikushi/	〒409-3812 中央市乙黒963-1 TEL:055-273-6441 FAX:055-273-9423	可 要事前連絡。身分証明書持参。貸出3冊7日間。相互貸借不可。	8:30~17:15 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始	-
山梨県立富士湧水の里水族館 http://www.morinonakano-suizokukan.com/aquarium-inforest@carol.ocn.ne.jp	〒401-0511 南都留郡忍野村忍草3098-1 さかな公園内 TEL:0555-20-5135 FAX:0555-20-5140	可 水族館利用の方。相互貸借不可。	9:00~18:00 水~月 火曜日(ただし火曜日祝日は開館)・12/28~1/1 7/21~8/31は無休	◆コピーサービス要相談
地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院図書室 https://www.ych.pref.yamanashi.jp chubyo@ych.pref.yamanashi.jp	〒400-8506 甲府市富士見1-1-1 TEL:055-253-7111 FAX:055-253-8011	可 病院職員、連携登録医、実習生等。貸出・相互貸借不可。	8:30~17:00 月~金 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始	◆コピーサービス
社会福祉法人山梨ライトハウス情報文化センター https://yamanashi-lighthouse.or.jp/joho@y-lighthouse.jp	〒400-0064 甲府市下飯田2-10-1 TEL:055-222-3502 FAX:055-233-0124	可 視覚障害者・教育資料として。貸出、3冊20日間。相互貸借、3冊20日間。	9:00~17:00 月~土・第4日曜日 第1・2・3・5日曜日	◆コピーサービス(1枚10円) ◆プライベート音訳・点訳・福祉機器の貸出
公益財団法人 山梨県国際交流協会 http://www.yia.or.jp/worldpress/webmaster@yia.or.jp	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2 TEL:055-228-5419 FAX:055-228-5473	可 貸出14日間。相互貸借不可。	8:30~17:15 火~日 月曜日(祝日の場合は開館)・祝日の翌日・年末年始	◆コピーサービス(1枚10円)

* 令和5年4月1日現在

(5) その他の関係機関

施設名/URL/E-MAIL	所在地	TEL	FAX
国立国会図書館 東京本館 https://www.ndl.go.jp/	〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1	03-3581-2331 (代表)	
国立国会図書館 関西館	〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3	0774-98-1200 (自動音声案内)	
国立国会図書館 国際子ども図書館 https://www.kodomo.go.jp/	〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49	03-3827-2053 (代表)	
公益社団法人日本図書館協会 https://www.jla.or.jp/	〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14	03-3523-0811	03-3523-0841
公益社団法人読書推進運動協議会 http://www.dokusyo.or.jp/ info@dokusyo.or.jp	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル6階	03-5244-5270	03-5244-5271
全国公共図書館協議会事務局 https://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/	〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13 (東京都立中央図書館企画経営課内)	03-3442-8451 (内線2219)	
関東地区公共図書館協議会事務局	〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53-1 (静岡県立中央図書館内)	054-262-1242 (代表)	054-264-4268
公益社団法人全国学校図書館協議会 ** https://www.j-sla.or.jp/	〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目17-1 湯島大同ビル	03-6284-3722 (代表)	03-6284-3725
山梨県学校図書館教育研究会事務局	〒400-0502 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺320 (富士川町立増穂小学校内)	055-276-7171	055-279-1220
山梨県高等学校教育研究会 学校図書館部会事務局	〒405-0025 山梨県山梨市一町田中1062 (山梨県立日川高等学校内)	0553-22-2321	0553-22-7121
全国視聴覚教育連盟 http://www.zenshi.jp/ info@zenshi.jp	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル (一財)日本視聴覚教育協会内)	03-3431-2186	03-3431-2192

* 令和5年4月1日現在

** 公益社団法人全国学校図書館協議会は令和5年9月に移転したため、移転後のデータとした。

山梨県内学校図書館などのデータ (「学校図書館の現状に関する調査」より)

○公立学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況(令和2年5月1日現在)

	学校数	司書教諭							学校司書	
		司書教諭 発令学校 数	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校司書 配置学校 数	発令率 (%)
			学校数	司書教諭 発令学校 数	発令率 (%)	学校数	司書教諭 発令学校 数	発令率 (%)		
小学校	166	82	74	74	100.0%	92	8	8.7%	163	98.2%
中学校	80	31	30	30	100.0%	50	1	2.0%	78	97.5%
高等学校	32	29	27	26	96.3%	5	3	60.0%	32	100.0%

○公立小中学校における学校図書館図書標準の達成状況

	各学校における学校図書館図書標準の達成状況					学校図書 館図書標 準を達成 している学 校数が、 全学校に 占める割 合
	25%未満	25~50% 未満	50~75% 未満	75~ 100%未 満	達成 (100%以 上)	
小学校	0	0	0	0	165	100.0%
中学校	0	0	2	5	73	91.3%

山梨県子ども読書活動推進会議設置要項

(設置目的)

第1条 「山梨県子ども読書活動推進実施計画」で示された方策を実現するために、子どもの読書活動推進に関わる関係機関が連携・協力し、県内における子どもの読書活動を効果的に推進するための体制の整備・充実を図ることを目的に、山梨県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 推進会議は、その目的を達成するため、次の各号に掲げた活動を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進体制の検討
- (2) 子どもの読書活動推進に関わる図書館、学校その他の関係機関、民間団体などの連携の促進
- (3) 子どもの読書活動推進に関する調査・研究
- (4) 子どもの読書活動推進に関する情報交換
- (5) その他、推進会議の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第3条 推進会議は、委員10名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の内から生涯学習課長が委嘱し、または任命する。

- (1) 公共図書館関係者
 - (2) 学校図書館関係者
 - (3) 幼稚園、保育所関係者
 - (4) 民間団体関係者
 - (5) 有識者
 - (6) その他、生涯学習課長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱され、または任命された年度の1年間とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が主宰する。

- 2 会議は、原則として年2回開催する。
- 3 会長は、必要がある認められる場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、山梨県教育委員会生涯学習課に置く。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成18年1月10日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

山梨県子ども読書活動推進会議委員

令和4年度	令和5年度
清水 規与美 (山梨県立図書館 副館長)	小林 久美 (山梨県立図書館 副館長)
保坂 なおみ (南アルプス市立図書館 館長)	保坂 なおみ (南アルプス市立図書館 館長)
坂本 和代 (富士川町民図書館 館長)	坂本 和代 (富士川町立図書館 館長)
橘田 浩 (山梨県高等学校教育研究会 学校図書館部会 会長)	橘田 浩 (山梨県高等学校教育研究会 学校図書館部会 会長)
内藤 和彦 (山梨県学校図書館教育研究会 会長)	山縣 裕二 (山梨県学校図書館教育研究会 会長)
鈴木 信行 (山梨県私学教育振興会 幼稚園部 会長)	鈴木 信行 (山梨県私学教育振興会 幼稚園部 会長)
齊藤 早苗 (NPO 法人山梨子ども図書館 理事)	宮崎 さなゑ (NPO 法人山梨子ども図書館 理事長)
◎秋山 麻実 (山梨大学 学校教育課程 幼小発達教育コース教授)	◎秋山 麻実 (山梨大学 学校教育課程 幼小発達教育コース教授)
上田 弥生 (図書館利用者)	上田 弥生 (図書館利用者)

◎は会長